

官報

昭和五年五月一日

○ 第五十八回 衆議院議事速記録第六號

昭和五年四月三十日(水曜日)

午後一時十三分開議

議事日程 第五號

昭和五年四月三十日午後一時開議

一 國務大臣ノ演説ニ對スル質疑

(前會ノ續)

第一 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案(政府提出)

第一 読會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 輸出補償法案(政府提出)

(前會ノ續)

第一 読會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 賠償金特別會計法中改正法律案(政府提出)

(以上四月三十日提出)

第一 読會

第六 製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預

金部又ハ日本銀行ノ横濱正金銀行又

ハ株式會社日本興業銀行ニ對スル債

權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律

案(政府提出)

第一 読會

第七 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第八 關稅定率法中改正法律案(政府提出)

第一 読會

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(政府提出)

第一 読會

第十 北海道土功組合法中改正法律案(政府提出)

第一 読會

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十二 汚物掃除法中改正法律案(政府提出)

第一 読會

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(書記官朗讀)

一 議長(藤澤幾之輔君) 諸般ノ報告ヲ致サ

セマス

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

案(第二號)昭和五年度歲入歲出總豫算追加

案(特第二號)昭和五年度各特別會計歲入歲

出豫算追加案

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

案(契約ヲ爲スヲ要スル件)

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

(以上四月三十日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

勞働組合法案

提出者

恩給法中改正法律案

(以上四月二十八日提出)

借家法借地法施行ニ關スル建議案

提出者

廣島濱田間鐵道速成ニ關スル建議案

(以上四月二十八日提出)

山陰鐵道本線電化速成ニ關スル建議案

提出者

木村小左衛門君

佐藤喜八郎君

木村夫次郎君

佐藤喜八郎君

木村義治君

提出者

古島宮次郎君
谷原公君
工藤鐵男君
藤井達也君
志賀和多利君
守屋榮夫君
星島二郎君
田中養達君
田中善三郎君
永田善三郎君
小久江美代吉君
平野光雄君
櫛部荒態君
岸衛君
海野數馬君
井上剛一君

菊川改修工事速進ニ關スル建議案
提出者
藤澤幾之輔君
知正君
木暮武太夫君
加藤知正君
鈴木英雄君
胎中楠右衛門君
板谷順助君
東條貞君
武君
木下成太郎君
佐々木平次郎君
佐藤喜八郎君
藤田若水君
木原七郎君
横山金太郎君
原夫次郎君
佐藤喜八郎君
木村夫次郎君
佐藤喜八郎君
山陰鐵道本線電化速成ニ關スル建議案
提出者
木村小左衛門君
佐藤喜八郎君
木村三好榮次郎君
由谷義治君
山根儀重君
出雲國稻佐灣漁港修築ニ關スル建議案
提出者
大船渡鐵道速成ニ關スル建議案
提出者
大船渡港重要港灣指定ニ關スル建議案
志賀和多利君
名カラ發言ノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ
アリ

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

致シマス、先づ清瀬一郎君カラ許可致シマス——清瀬一郎君

〔清瀬一郎君登壇〕

●清瀬一郎君 一昨日以來ノ議場ノ光景ニ付キマシテ、私共第一控室ノ者ハ洩ニ遺憾ニ考ヘルノデアリマス、畢竟之ニハ種種ナル原因モアラウト思ヒマスルガ、兩大政黨ノ諸君ニ於カレテ濫リニ交渉團體ノ制ヲ定メラレ、議事ノ法則ヲ無視セラル、カラ起シタコトデハアルマイカト私共考ヘテ居リマス、茲ニ私ハ議長ニ向テ二三御確メ申シタイコトガアルノデアリマス。

第一今期議會ニ於テハ去ル四月二十四日ノ本會議ニ於テ、本會議日ハ火曜日、木曜日、土曜日トスルコト、是方議事定テ居ルノデアリマスル、本日ハ疑モナク水曜日ナンデアル、如何ナル原因デ此會議ヲ御開キニナッタカ（拍手）私ハ一昨日ノ議事錄ヲ調べテ見マスルニ、藤澤議長ハ「休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、壇上ニ登ラレタル等議長ノ職務ヲ妨ゲラマシテ議事ヲ進行スルコトガ出來マセヌカラ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通致シマスト」ト云フノミディアリマス、來ル三十日水曜日ニ特ニ本會議ヲ開ク旨ノ宣言ハアリマセヌ全體本日茲ニ本會議ヲ開カル、權限ハ何處ニアルノデアリマセウカ、只今何カ開會前ニ御宣告ニナッタヤウデアリマスケレドモ、私ハ是ハ聽取レマセヌノデスガ、併ナガラ恐ラクハ去ル二十八日ニ此宣言ヲ脱シタト云フ風ナ釋明デアラウト思フノデアリマスガ、ソレナラバ此會議ヲ開ク前ニヤラナケレバナラヌ、其宣言ソレ自身ガ會場デナイン广ラバデヤタト同ジクトデアル、私ハ議長ニ如何ナル權限ニ依テ、本日會議ヲ開カル、カヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒタイ

尙ホ私ハ只今此議席ニ這入テカラ感ジタコトデアリマスガ、何カ議長ハ委員會ノ開會ニ付テ議場ニ御詔リニナッタ際、アノ位

明カニ吾々ガソレニ付テハ異議ノアル旨ノ申立ヲ致シテ居ル、如何ナル聲ニモ、片輪付キマシテ、私共第一控室ノ者ハ洩ニ遺憾ニ考ヘルノデアリマス、畢竟之ニハ種種ナル原因モアラウト思ヒマスルガ、兩大政黨ノ諸君ニ於カレテ濫リニ交渉團體ノ制ヲ定メラレ、議事ノ法則ヲ無視セラル、カラ起シタコトデハアルマイカト私共考ヘテ居リマス、茲ニ私ハ議長ニ向テ二三御確メ申シタイコトガアルノデアリマス。

第一今期議會ニ於テハ去ル四月二十四日ノ本會議ニ於テ、本會議日ハ火曜日、木曜日、土曜日トスルコト、是方議事定テ居ルノデアリマスル、本日ハ疑モナク水曜日ナンデアル、如何ナル原因デ此會議ヲ御開キニナッタカ（拍手）私ハ一昨日ノ議事錄ヲ調べテ見マスルニ、藤澤議長ハ「休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、壇上ニ登ラレタル等議長ノ職務ヲ妨ゲラマシテ議事ヲ進行スルコトガ出來マセヌカラ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通致シマスト」ト云フノミディアリマス、來ル三十日水曜日ニ特ニ本會議ヲ開ク旨ノ宣言ハアリマセヌ全體本日茲ニ本會議ヲ開カル、權限ハ何處ニアルノデアリマセウカ、只今何カ開會前ニ御宣告ニナッタヤウデアリマスケレドモ、私ハ是ハ聽取レマセヌノデスガ、併ナガラ恐ラクハ去ル二十八日ニ此宣言ヲ脱シタト云フ風ナ釋明デアラウト思フノデアリマスガ、ソレナラバ此會議ヲ開ク前ニヤラナケレバナラヌ、其宣言ソレ自身ガ會場デナイン广ラバデヤタト同ジクトデアル、私ハ議長ニ如何ナル權限ニ依テ、本日會議ヲ開カル、カヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒタイ

尙ホ私ハ只今此議席ニ這入テカラ感ジタコトデアリマスガ、何カ議長ハ委員會ノ開會ニ付テ議場ニ御詔リニナッタ際、アノ位

明カニ吾々ガソレニ付テハ異議ノアル旨ノ申立ヲ致シテ居ル、如何ナル聲ニモ、片輪付キマシテ、私共第一控室ノ者ハ洩ニ遺憾ニ考ヘルノ外ハナイ、聲者ヲ議長ニシテ置ク考ヘルノ外ハナイ、聲者ヲ議長ニシテ置クスルナラバ、議長ハ聲者、ツンボデアルト云フコトハ、我ガ帝國議會ニ於テハ出來ナイコトデアリマス、私ハ先づ色々ト本日ハ伺ハナケレバナラヌ點ガアリマスガ、先

ハ伺ハナケレバナラヌ點ガアリマスガ、先ミルコトナク、今彼レヲ承認シタト御認メニナルノデアルカ、彼ノ御詔リハ不成立トト、及ビ吾々ノ異議アル申立ニ向テ何故顧ミルコトナク、今彼レヲ承認シタト御認メニナルノデアルカ、彼ノ御詔リハ不成立トト、及ビ吾々ノ異議アルカ、此二點ニ付テ先

○議長（藤澤幾之輔君） 清瀬君ニ御答ヲ致シマス、議長ガ本日……

〔清瀬一郎君再び議事進行ニ付テ御尋

ヲ致シマス〕

○議長（藤澤幾之輔君） イヤ御答致シマセウ、御答シテカラ願ヒマス、本日議長ガ會議ヲ開キマシタノハ、大體先例ニ依リマス、大正十三年七月九日ニ水曜日ニ於テ特ニ開議ヲ開キマシタノハ、大體先例ニ依リマス、

○議長（藤澤幾之輔君） 清瀬君ニ御答ヲ致シマス、議長ガ本日……

〔清瀬一郎君再び議事進行ニ付テ御尋

ヲ致シマス〕

○議長（藤澤幾之輔君） イヤ御答致シマセウ、御答シテカラ願ヒマス、本日議長ガ會議ヲ開キマシタノハ、大體先例ニ依リマス、

○議長（藤澤幾之輔君） 清瀬君ニ御答ヲ致シマス、議長ガ本日……

〔清瀬一郎君再び議事進行ニ付テ御尋

ヲ致シマス〕

居ナケレバナラヌ筈デアルガ、却テサウデ
ナイ、之ヲ密カニ嘲笑^ツテ居ルト云フヤウ
ナ状態デアル、是ハ正シク人類ノ進歩ヲ嘲
リ笑フ所ノ惡魔ノ冷笑デアルト、斯ウ言^ツ
極端ナル言葉ヲ用ヒテ、樞密院ノ彈劾ノ決
議案ノ説明ヲ致シテ居ラレルノデアリマス、
斯ウ云フ風ナ彈劾決議案ヲ出サレタル手前、
何トカ濱口總理大臣ハ此樞密院改革ノ問
題ヲ考ヘテ居ラレナケレバナラナイ筈デア
ル(拍手)ドウ云フ改革ノ御考ヲ持テ居ル
ノデアルカ、樞密院官制ノ改革ニ止メテ置
クノデアルカ、更ニ進ンデ憲法改正マデ及
ブノデアルカト云フ御意見ヲ此場合承^ツテ
置キタインデアリマス(拍手)

ソレカラ次ハ減俸案ノ事ヲ極^ツト言承^ツ
テ置キタイト思フノデアリマス、政府ハ閣
議ニ於テ減俸案ヲ決定シテ、サウンシテ之ヲ
總理大臣ノ名ニ於テ國民ニ發表致シテ居
ル、其理由ハ新聞ニ出テ居リマスル所ヲ茲
ニ讀ミ上ゲマスルト、大體斯ウ云フ風ニナッ
テ居ル「固ヨリ官吏ノ俸給ヲ減額スルハ政府
ノ好マザル所ナリ、而カモ政府ガ敢テ之ヲ斷
行セントスルハ現下ノ國情實ニ已ムヲ得ザ
ルモノアレバナリ、是ニ於テ政府自ラ實踐
躬行、範^フ國民ニ示シ、以テ經濟難局ノ打
開ニ資スル所アラント欲ス、國民モ亦宜シ
ク政府ノ意ノ存スル所ヲ諒^ツトセラレ、官民
相率ヒテ整理緊縮ヲ行ヒ、消費節約ニ精進
シ以テ財界ノ安定、國民經濟ノ立直シニ努
力セラレンコトヲ切望ス」斯ウ云フノデアリ
マス、即チ此官吏ノ減俸ヲ斷行シナケレバ
經濟國難ガ打開出來ナイト云フノデ、閣議
ニ於テ官吏ノ減俸ノ其割合カラ、其施行ノ
期日マデ決定シテ之ヲ國民ニ發表致シタ
所ガ國論ガ沸騰致シマシタカラシテ俄ニ之
ヲ引込メタ、サウシテ之ヲ撤回致シマシタ
ル所ノ理由ト云フモノハ、ドウデアルカト
云フト、曩ニ發表致シマシタ理由ハ頗ル堂
堂タルモノデゴザイマシタガ、今度撤回ス
ル時ノ理由ハ甚ダ貧弱ナモノデアリマス、

今度世論ニ鑑ミ斷然之ヲ撤回シテ輿論政治ニ迎合スルモノデアル、斯ウ云フ理窟デ之ヲ撤回シテ居ラレル、其輿論政治ニ迎合ス

云フモノハ私共ニハ分ラナイ、輿論政治ト云フコトガ暴露サレテ、ソナ(拍手)輿論ノ趨向ヲ知^ツテ居^ツテ、ソ

ニカツタ、東京地方裁判所ノ檢事局ニ於テ再

ビ久須美氏ハ取調ヲ受ケナケレバナラヌト

云フコトニ相成^ツテ來タノデアリマス、ソ

カツ云フコトハ、現内閣ニ取^ツテハ容易ナ

云フト、此越鐵疑獄ハ若規内閣ヲ繞ル所

ノ醜事實デアルト云フコトガ暴露サレテ來

タ、ソコデ此久須美氏ヲ起訴スルカシナ

ヨウト致シタル所ニ司法權ノ壓迫ガアルト

ラザルコトニ相成^ツテ來タノデアリマス、ソ

コデ久須美氏ヲ極力阻止シテ、不起訴ニシ

カト云フコトハ、現内閣ニ取^ツテハ容易ナ

云フト、此越鐵疑獄ハ若規内閣ヲ繞ル所

ノ醜事實デアルト云フコトガ暴露サレテ來

タ、ソコデ此久須美氏ヲ起訴スルカシナ

ヨウト致シタル所ニ司法權ノ壓迫ガアルト

ラザルコトニ相成^ツテ來タノデアリマス、此事實ハ昨年ノ……

(發言スル者多シ)
ト呼^ツ者アリ】

●議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

モノガ此處ニ載ツテ居ル、ソレハ斯ウ云フコトデアル「捜査檢事ト云フモノハ可成リ強イ信念ト確信ヲ以テ事件ニ携ハッテ居ルノデアル、故ニ萬一自分ノ確實ガ外部カラノ事情ノ爲ニ撤回サレタリ、忌避サレタリシタ場合ハ、檢事トシテ職ヲ辭スルコトハ當然歸スマキ結果ダト思フ」ト云フノガ松阪次席檢事ノ談デアル、ソレカラ右鄉岡檢事ノ談ト云フノガ出テ居ル、此檢事ノ談ヲ見ルト云フト迫サレタト云フコトガアリアリト分ッテ居ル、ソレハドウ云フコトカト云フト「始メカラ心配シテ居タ」ト云フコトガ書イテアル、壓迫シサウダト云フコトガ始メカラ分ッテ居タ、始メカラ心配シテ居タト書イテアル「政府黨ダカラト云フテ變ナ處置ヲトルノハ怪シカラン、コンナ事デハ司法權ノ威信ハ保テヌ」ト書イテアルデハナイカ(拍手)「イヤシキモ事實ガアル以上、政府黨ト雖モ斷然檢舉ヲスルノガ當然デハナイカ、私ハ水戸カラノ電報ニ接シテ實ニ意外ニ思タ、今日檢事正ノ歸京前ニテハナイカ(拍手)」イヤシキモ事實ガアルカラスウ云フコトニナリハシナイカト心配決スルダラウ、シカシ吾々ガ辭職スルコトハ却ツテ事ヲ大キクスルカラ、其邊深甚ノ考慮ヲ要スルト思フ、何レニシテモ最初カラスウ云フコトニナリハシナイカト心配シテ居タ……民衆モ司法權ニ重大大疑惑ヲ持ツニ至ルカラ、徹底的ニヤラナケレバ吾々ノ生命ハナイ」トスウ云フ風ニ石鄉岡檢事ガ言ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ檢事ヲ壓迫シテ居ルト云フコトガアリト分ッテ居ル、是ハ久須美氏ヲ起訴ニスルカシナイカト云フコトニ依ッテ、越後鐵道ノ疑獄ガドレ位大キクナルカ分ラナイト云フコトニ相成ツテ來タカラシテ、ソレヲ採消サウトシテ壓迫シタト云フコトハ、誰グツテ分ルデハアリマセヌカ(拍手)所ガ壓迫ニヨウト致シタケレドモ、硬骨ナル檢事ヘ申ニヨカナカツタ、是レ以上極端ニ壓迫ヲ致シタナラバ、檢事ハ終辭職スルト云フ勢ヲ示シ

テ來タカラシテ、司法省ハ遂ニ我ヲ折^ツテ
起訴スルト云フコトニナッタ(拍手詰リ)檢
事ヲ壓迫シヨウトシタケレドモ、力能ハズ
シテ遂ニ起訴ヲシタト云フコトニナルノデ
アルカラ、司法權ノ壓迫ハ無イト云フコト
ガドウシテ言ヘルノデアルカ(拍手)ソンナ
コトハナイ「司法權ノ壓迫チヤナイ、監督
權ノ行使ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ
ソレカラ此越後鐵道ノ認可ト云フモノハ、
若櫻禮次郎氏ガ其鍵ヲ握^ツテ居^タ、其若櫻
氏ガ此認可ノ鍵ヲ握^ツテ居^タト云フコト
ハ、佐竹三吾氏ガ話シテ居ル所デ明ニ分^フ
テ居ル(「イツソナ事ヲ言^タ」ト呼フ者ア
リ)是ハ國民新聞ニ載^タテ居ル、昨年十一月
二十日ノ國民新聞ヲ御覽ニナルトハキリ
分ル、佐竹三吾氏ハ斯^ウ云フ 風ニ言^ツテ居
ル「アノ越後鐵道ノ買收案ガ省議決定シ
タノハ大正十五年ノ暮デ、兩院ヲ通過シタ
ノハ昭和二年ノ三月、公布サレタノガ四月
デアル、當時憲政會ガドウシテアノ案ヲキ
メタカニ就テハ茲ニハ言ヘヌガ、要スルニ
高等政策モ加味サレテ居リ(拍手)若櫻總理
カラ井上鐵祖ニ話ノアシタ事デ、久須美君ハ
此ノ間ノ事情ヲヨク知^ツテ居ル」ト云フコト
ヲ言^ツテ居ルヂヤアリマセヌカ(拍手)大體
地方ノ一鐵道ヲ買上ゲル買上ゲナイカド云
フヤウナ地方問題ヲ、一國ノ總理大臣ガソ
ンナニ力ヲ入レテ鐵道大臣ニ命令のニ強制
スルト云フ所ニ異イ所ガアルト謂ハナケレ
バナラヌ(拍手)此認可ノ事情ガ斯^ウ云フ風
ニナシテ居ルカラ、若櫻禮次郎氏ノ無心ノ手
紙ガ問題ニナッテ來ル(拍手)コンナ事ガナ
ケレバ無心ノ手紙モ問題ニチラヌケレド
モ、先ニ斯^ウ云フ事ガアルカラシテ無心ノ
手紙モ茲ニ問題ニナッテ來ナケレバナラ
スコトニナル、十万圓吳レロト云フ無心ノ
手紙ヲ出シタト云フコトハ、是ハ若櫻君モ
チヤント認メテ居ル、「敷容中ノ某ガ私ノ十
万圓無心ノ手紙ヲ持^ツテ居ルト云フガ、ソレ
ハ持^ツテ居ルカモ知レヌ、併シ私ノ金錢ノ無

心状ガ一々ソソンナ問題ニナルナラバ、他ニモマダ幾ラモアル「大分タント出シタヤウニアル、是ハ若櫻君ガ言ツタコトデ、十一月二十四日ノ東京日日新聞ノ記事デアリマス、斯ウ云フ風ニ此久須美ト云フ人間ヘドウ云フ人間デアルカト云フト、其當時高利貸ニ追廻サレテ居ツタト云フヤウナ状態ニアル人、金ガ裕カニアルト云フ人デヤナイ、其高利貸ニ追廻サレテ居ルト云フヤウナ、金ノ融通ノ付キサウニモナイ人ニ對シテ、十万圓ト云フ大金ノ無心ヲ吹掛けルト云フニハ、ヨクノ向フデ出サナケレバナラヌト云フ因縁情實ガアツタト云フコトガ想像サレルノデアル、此無心ノ手紙ト、鐵道大臣デモナイ所ノ總理大臣ノ若櫻君ガ力ヲ入レテ、無理ニ認可シタト云フ此事實ト、照シ合セテ考ヘタナラバ、苟モ常識アル者ハ、若櫻君ハ此疑獄ニ關係ガ無イト誰が思フデアリマセウカ(拍手)之ヲ不起訴ニシタト云フ所ニ司法權ノ壓迫ガナイカト云フコトヲ私ハ御伺ヒスルノデアリマス

ソレカラ此久須美君カラ依商工大臣モ一万圓貰ツテ居ル、是ハ十二月十九日ノ東京日日新聞ノ夕刊ニ、中々面白イ一問一答ノ形デ載ツテ居リマスカラ、此處ニ讀上ゲテ見マスガ「十八日正午儀商相ハ少シ憤慨ノ面持デ語ル」ト斯ウ書イテアル、東京日日新聞ノ記者方問シテ質問ヲシタ、記者ハ「イヨイヨ疑獄ニアナタノ名前ガ出テ來マンタ、一體ドンナ關係デスカ、率直ニ話シテクレマセンカ」斯ウ記者方尋ねテ居ル、ソコデ商相方答へテ居ル「話スコトハ何デモナイサ、元來俺ハソソニコトニ關係モ無シ、何ノ事ヲ言ツテ居ルノカ譯ガ分ラヌ」ソコデ又記者ガ尋ねテ居ル「デハドウシテアナタノ名ナシカ出テ來ルンデセウ」斯ウ言テ居ル「越後鐵道カラ金ハ貰ツテ居リマセヌカ」ソレニ對シテ商相ハ「俺ガ金ナンゾヲ貰フモンカ」トスウ言ツテ居ル(「宜イデヤナイカ」ト呼フ者アリ)ソレカラ先ガ聽カナケレバナラ

ス——ソレニ對シテ「デハ收容中ノ久須美氏トハ豫テ懲意デセウ、アノ人カラ金ヲ借りタコトハアリマセンカ」トスウ云フ事ヲ記者ガ尋ネタ「此時商相態度ヲ改メ」ト書イテアル、サウシテ商相へ何ト答ヘタカト云フト「久須美トハ古クカラ懲意ダカラ、民政黨員ダカラナ、俺ハ貴ハ其久須美カラ金ヲ貴シタ」トスウ言テ居ル、新聞記者「幾ラデスカ」商相ハ「一万圓ダ」トスウ答ヘタ（何シニモ問題ニナラズヂヤナイカ）ト呼フ者アリ）ソレガ問題ニナル——小橋前文部大臣ガ越後鐵道ノ社長久須美氏カラ二万圓貰シタ、小橋君ガ越後鐵道ノ社長カラ二万圓貰シテ濱職罪デ起訴サレテ居ルノニ、何ガ故ニ商工大臣ガ同ジ久須美カラ一万圓貰シテ起訴ヲサレナカト云フ所ニ疑ハアルノデアリマス、佐竹三吾氏ハチヤント言テ居ル、小橋君ノ場合モ依君ノ場合モ全ク同じ場合デアルト云フコトヲ言テ居ル（拍手）佐竹三吾ハ明ニ言テ居ル、此小橋君ヲ起訴シテ依君ヲ起訴シナイ所ニ司法權ノ壓迫ガ無イト言ハレルデアラウカ（拍手）若シモ小橋君ト此依君トハ事情ガ違フ、金ハ貴シタケレドモ貴シタ事情ガ違フト言フナラバ、其事情ヲ明ニシナケレバナラヌ、依君自身モ自ラ取調ヲ要求シテ、チヤント取調べテ貴シテ、其記録ヲ發表シテコソ一身ヲ潔ウスルコトガ出来ルノデアリマス、其疑ヲ掛ケラレタ點ヲ明ニシテコソ、綱紀肅正ヲ看板トスル所ノ内閣ノ閣僚ノ一員トシテ其名ヲ耻シメナイト云フコトニナル（拍手）疑ヲ掛けラレテ其儘ニシテ置イテ、ドウシテ國民精神ガ作興出來ルト御考ニナリマスカ（拍手）此點ニ付テ依君ハ一回モ召喚ヲサレテナイ、一度モ取調ヲ受ケテ居ナイト云フ事ハ何故デアルカト云フコトヲ、私ハ司法大臣ニ御伺ラシタイノデアリマス（拍手）次ニ大宮電鐵ノ認可ノ問題、今度ハ大宮

ル、是ハ二月ノ十二日ノ大阪朝日新聞ノ記事デアリマスガ、之ニハ斯ウ云フ風ニ書イテアル「大阪府第五區民政派ノ選舉違反事件ハ、十日夜收容サレタ模範村長ノ名ガ高カツタ今西勝次郎氏等既ニ五名ニ達シテ居ルガ、十日深更ニ及シテ突如大阪地方檢事局デハ南河内郡柏原警察署長警部補坂東淺阪朝日新聞ノ今度ハ朝刊、ソレハ同ジ事デアル前代未聞ノ瀆職嫌疑ト書イテアル職罪トシテ起訴、大阪刑務所北區支所ニ收容シタ」斯ウ書イテアル、ソレカラ矢張大アル注ギ盲滅法ナ取調ヲ爲シ、部下ニモ野黨ハドシヽヤレ、與黨ハ檢舉スナト露骨ナ命令ヲ下シタトサヘ傳ヘラレ、野黨ノ選舉違反事件ヲ根コソギ糾弾シテ與黨ノ形勢力ヲ注ギ盲滅法ナ取調ヲ爲シ、部下ニモ野黨ハドシヽヤレ、與黨ハ檢舉スナト露骨ナ命令ヲ下シタトサヘ傳ヘラレ、野黨ノ選舉違反事件ヲ根コソギ糾弾シテ與黨ノ形勢力ヲ有利ニ導ク爲メノ選舉費用ヲ與黨カラ收受シタ、前代未聞ノ瀆職嫌疑ト言ハレテ居ルト斯ウ書イテアル、更ニ面白イ事ハ此柏原警察署長ガ與黨ノ或ル候補者カラ金ヲ貰ッタ、其金額ハ相當ノ額ニ上ラテ居ルラシケ、奇怪ナ事ニハ此警察署長ハ價格六千圓内外ノ王島丸ト云フ百數十噸ノ船ニ持シテ居リ、而モ選舉ノ真最中一月十八日ニ船ノ漬職罪ニナツテ收容サレタ、野黨ハドンヽ検舉シロ、與黨ノ方ハ檢舉スルナト言ッテ、與黨カラ六千圓モ出シテ船ヲ買ヒ、其金ハ與黨ノ或ル候補者カラ貰ッタト云フノデ、是ガ云フ者ガ首ヲ縊シテ死んデシマッタ、ソレカヌルカ

〔事速記録第六號 濱口國務大臣ノ答辯 渡辺〕

ラ磯貝幸一ト云フ者ハ是ハ日本刀デ自殺ヲシタ、鈴木松次郎ト云フ人ハ是モ矢張リ拷問ガ酷カツト云フノデ縊死ヲ遂ゲタト云フ、斯ウ云フヤウナ酷イ拷問ヲシテ一箇月モ拘禁ヲシテ置イテ、唯ミ二回ヨリ調べナイ、斯様ナ干涉壓迫ガアリマスルガ、安達内務大臣ハ何ト御考ニナルカ、其他一々詳シイコトヲ事例ヲ以テ申上ガマシタナラバ數限リガナイ、併ナガラ是ハ豫算委員會ニ於テ御尋ヲ致シマスルト致シマシテ、私ハ先程御尋ヲ致シマシタル點ニ付テ、ソレゾ總理大臣、司法大臣、又儀商工大臣、安達内務大臣ヨリ率直ナル御答辯ヲ御願致シマスル次第アリマス(拍手)

〔片山哲君議長、議長、議事進行ニ關シテ發言ヲ求メマス「ト呼フ」〕

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 山口君ニ御答ヲ致シマス、第一ニ政府ハ樞密院ヲ改革スルノ意思ガアルカドウカ、此御質問ニ對シマシテハ、政府トシテ今日ノ場合言明スペキ限りデナイン、是ダケ御答致シマス(拍手)

第二ニ減俸問題デアリマス、減俸案ヲ方針ヲ決メテ發表致シマシタ其理由ハ、只今シタノデハアリマセヌ、迎合デハアリマセヌ、世論ノ趨向ニ顧ミテ公明正大ニ行クタル爲デアルカト云フ御質問デアル、迎合山口君ノ御述ニナツタ通リト記憶致シマス、而シテ之ヲ取止メタル理由ハ、輿論ニ迎合スル爲デアルカト云フ御質問デアルコトデアリマス、而シテ此問題ニ付テ宮中ニ内奏ヲシタリヤ否ヤト云フコトガアリマシタ、是ハ斯様ナル席ニ於テ申スベキ事デハナイ、總テハ政府ガ全責任ヲ負ウテヤツタコトデアリマス、宮中ノ事ハ私ハ一切申シマセヌ(拍手)是ハ内閣ノ全責任デアリマス

其次ニ種々ノ事件ニ付テ司法權ノ壓迫ト云フコトヲ或ハ新聞ヲ讀上げ、或ハ其他ノ書類ヲ讀上げテ御質問ガアリマシタガ、政府ハ斷ジテ司法權ヲ壓迫シタ事ハアリマセ

ス、ソレカラ其他ノ事件ニ付アモ亦新聞ノ記事ヲ讀上ゲ、或ハ世評ヲ引イテ種々ニ御質問ガアリマシタケレドモ、斯ノ如キ質問ニ對シテハ答辯ノ價値ハナイ（發言スル者多シ、拍手）一切答辯シマセヌ

（國務大臣子爵渡邊千冬君登壇）

●國務大臣（子爵渡邊千冬君） 山口君ノ御質問ニ御答辯ヲ致シマス、私ノ御答辯トシテ申上ゲタイト存ジマシタコトハ、只今總理大臣カラ申シマシタ通り司法權ノ壓迫ナシ、此一語ヲ以テ盡キテ居ルノデアリマス（拍手）山口君ハ司法權ノ壓迫ト云フコトヲ言ハレテ居リマスケレドモ、蓋シ檢察行政ヲ不當ニ發動セシメタト云フコトヲ司法權ノ壓迫ト云フ言葉ヲ以テ言ヅテ居ラレルノデアラウト思ヒマス、併ナガラ只今色ニ列舉サレマシタ事實ハ、總理大臣カラ申サレマシタガ——新聞ノ記事、又ハ告發狀ヲ朗讀サレタノデアリマスケレドモ、新聞ノ記事、告發狀ヨリモ、檢事局ニ於テ取調べタコトノ方ガ一層正確デアルト信ジテ居リマス（拍手）捜査中又ハ豫審中ノ事柄ハ、刑事訴訟法ノ規定ニ依リマシテ是ハ申上ガルコトハ出來マセヌ、之ヲ以テ御答辯ト致シマス（拍手）

（國務大臣安達謙蔵君登壇）

●國務大臣（安達謙蔵君） 只今新聞ノ記事ヲ材料トシテ色々ニ御尋デアリマスノデアリマス（拍手）テ居ルコトガアリマスノデアリマス（拍手）承知ノ通り總選舉ノ場合、人心ガ昂張致シテ居リマス時ノ新聞記事ハ、往々事實ト誤シテ居リマス時ノ新聞記事ハ、往々事實ト誤シテ居ルコトガアリマス（拍手）「前代未聞ノ選舉干涉」トカ何トカト云フヤウナ見出シデアリマスガ、サウ云フコトハ決シテ事實デハナイ（拍手）野黨ヲ檢挙シテ與黨ハ檢挙スルナ、サウ云フヤウナコトハ絶對ニ申シタコトハナイノデアリマス（拍手）唯、此大阪ノ柏原ノ警部補ノ犯罪、是ハ事實デアルノデアリマス、併シ私此處ニ申上ガテ置キマスガ、此度々選舉後ニ起リマスル警官ノ犯罪ヲ、其徑路ヲ辿リテ見マスルト、多

クハ地方ノ候補者カ、政黨員ノ有力家ニ個
人的ニ交際ノ深イ所カラ、斯ウ云フコトガ
往々アリマス、是ハ前内閣ノ頃、各地ニサ
ウ云フコトガアリマシテ、サウ云フコトノ
起ルコトガ甚ダ遺憾ト致シテ居リマス、ソレ
カラ愛知縣ノ第四區ニ於テ榜間自殺シタト
云フヤウナコトガアリマスガ、是モ此選舉
ノ爲ニ非常ニ人心ガ亢奮致シマシテ往々選
舉違反ノ爲ニ斯ウ云フコトガ起ルコトガア
ルノデアリマシテ、前内閣ノ頃モ選舉違反
ノ被疑者デ四人自殺ヲシテ居リマス、是ダ
ケ御答辯ヲ致シテ置キマス(拍手)
〔答辯シロ「答辯ノ要ナシ」ト呼フ者
アリ、其他發言スル者多シ〕
〔山口義一君登壇〕

言ハマスルケレドモ、輿論ニ一過打當シテ、ソレニ屁古垂レタンデスカラ、是ハ輿論ノ趣向ニ顧ミテト云フ譯ニハ行キスママイ（拍手）
ソレカラ司法權ノ壓迫ト云フコトニ付テハ、是ハ司法大臣モ總理大臣モ同ジヤウナ御答辯ヲシテ居ラレル、司法權ノ壓迫ノ事實ハ無イ、司法權ノ壓迫ノ事實ガ無イト云フ唯、抽象的ノ結論ダケデ、私ノ只今申上がマシタル事實ニ付テ、一言モ言明シテ居ラレナイノデゴザイマスルカラシテ、吾々國民ノ疑ハ斷ジテ解ケルモノデハゴザリマセヌ、吾々ノ先程申上ゲマシタル事實ガ誤リデアルナラバ、何ガ故ニ檢事局ノ記錄ヲ此處デ發表シテ、ソレハ誤リデアルト云フコトヲ仰セニナラナイカ（拍手）殊ニ濱口總理大臣ハ自ラ疑ヲ懸ケラレテ居テ、殊ニ伊勢鐵道カラ五万圓貰シタト云フ疑ヲ懸ケラレ、告發マデサレテ居リナガラ、ソレハ辯明ノ限リデナイト云フノハ是ハ何事デアリマスカ（拍手）苟モ綱紀肅正ヲ看板ニシテ居ル内閣ノ總理大臣、自ラ進ンデ辯明シテコソハアレガ事實デナイト考ヘルナラバ、何方故ニ牧野賤男君外三名ヲ誣告デ訴ヘナイノデアルカ（拍手）誣告デ訴ヘテ、一身ヲ清クシテコソ、國民ノ疑モ解ケル、而シテ綱紀肅正ノ名ニ恥ズメト云フコトニナル
〔發言スル者多シ〕

コトヲ仰セニナシタケレドモ、與黨ノ代議士カラ六千圓モ金ヲ貰テ、野黨ノ選舉干渉ヲヤタト云フヤウナ前例ハ、未ダ曾テ吾々ハ閣ニモ四人程アツト言ハレタ、今度ハ愛知縣ダケデ三人モ自殺ヲシテ居ル、全國ヲ探シタラ何十人アルカ分リハシナイ（拍手）斯ノ如キ選舉干渉ヲ行ツテ居ラレルノデアリマスルガ、尙ホ詳シイ一々ノ實例ニ付テハ、豫算委員會ニ於テ詳シク御尋ヲ致シタイトイ思ヒマスルガ、濱口總理大臣ハ綱紀肅正ノ名ニ恥ヂナイヤウニ、此機會ニ於テ一身ヲ強クスル所ノ御考ハナイカト云フコトヲ、茲ニ重ネテ御尋ヲ致スノデアリマス（拍手）

フコトヲ考へテ居タノデアル、且又義ニ吾ノ中カラ大山郁夫君ガ此壇上ニ立テ質問サレマシタ其條項ノ中ニ、斯ル問題ニ付テハ後程片山哲君カラ質問サレルト云フコトデ、私ニ譲ラレテ居ル譯アリマス、然ルニモ拘ラズ此順位ヲ變更セラレマシテ、後ノ順位者デアリマス所ノ楨原悦二郎君ニ之ヲ譲ラレタル其理由如何ト云フコトヲ尋ねタインデアル、私ノ質疑ヲ致シタイ其内容ハ、極メテ重大ナル問題デアリマシテ、目下此機會ニ於テ質問シナケレバナラナイ重大事項トナツテ居ルノデアリマス、ソレハ何デアルカト申シマスナラバ、川口ニ於ケル拔劍問題デアル、斯ウ云フ重大ナル問題ニ付テ、私ハ極メテ慎重ナル態度ヲ以テ國務大臣ニ質問致シタイト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアル、之ニ對シテ議長ノ明確ナル説明ヲ私ハ求メタインデアル

ニ依テ見マス時ニ極メテ失望セザルヲ得
ナイ、又此重大ナル問題ニ對スル所ノ答辯
ハ、國民全體ガ最モ期待シテ聽カント致シ
テ居ルノデアリマス、ソコデ速記録ニ依フ
テ見マスルナラバ、明カニ此點ニ關スル政
府ノ意見ハ、如何ナルモノデアルカト云フ
コトヲ明確ニ掲ゲテ居ルノデアリマス、議
長ハ何故ニ國務大臣ニ對シ此答辯ヲ督促シ
ナイノデアルカ……

◎議長(藤澤幾之輔君) 片山君、議事進行
ノ範囲ニ於テ……

◎片山哲君(續) 議長ハ速記録ニ依リマシ
テ大山郁夫君ノ質疑ニ對スル所ノ答辯ヲ、
政府當局ニ督促スベキガ當然デアルト云フ
コトヲ私ハ考ヘルノデアリマス、最モ重要
ナル産業合理化ニ關スル意見ガ全然違テ
居ルノデアリマス、濱口首相ノ意見ニ依リマ
スナラバ、産業ノ合理化ハ極メテ簡単ニ、
而シテソレハ資本家階級本位ノ産業合理化
ヲ唱ヘラレテ居ルノデアル、然ルニモ拘ラ
ズ大山君ノ質問ノ要旨ハ、今日ノ産業合理
化ハ……

(議長片山君ニ何事カ注意ス)

私ハ斯カラ云フ意味ニ於テ茲ニ議長ニ對シテ
其辯明ヲ求ムルノデアル、大山郁夫君ノ掲
ゲテ居リマスル質問ノ論點ニ付キマシテ、
最モ明快ナル濱口首相其他各關係大臣ノ答
辯ヲ求ムベク、議長ガ直ニ其處置ヲ執ラレ
ンコトヲ茲ニ要求スル者デアル、此二點ヲ
掲ゲテ議長ノ辯明ヲ求メタイト考へマス
(拍手)

◎議長(藤澤幾之輔君) ニツノ御問ニアリ
マスガ、第一ハ發言ノ順位ニ關シテアリマ
ス、然ルニ植原君ハ政友會ノ當然ノ順位
ニ立テ質問演説ヲ爲サレタノデアリマス、
其前ニ民政黨側ノ順位ヲ山口君ニ御讓リシ
テ、サウシテ植原悅二郎君が其後デ致サレ
ルコトニナッテ居リマス、是ハ先例ニ依テ
許サレテ居ル所ノモノデアル、ソレカラ第
二ノ御尋ニ關シマシテハ、大山郁夫君ノ質

問ニ對スル政府ノ答辯ガ、要スルニ不十分
デアルト云フコトニ歸著致スノデアリマス
ガ、議長ト致シマシテハ成ルタケ十分ナラ
ンコトヲ希望スル者デアリマスケレドモ、
一々其答辯ガ十分デアルトカ、ナイトカ云
フコトニ付テ、干渉致ス限リデハアリマセ
ヌ——西尾末廣君

〔西尾末廣君登壇〕

●西尾末廣君 私ハ議事進行ニ付キマシテ
議長ニ一應御尋致シタイノデアリマス、一
昨日ハ私ノ只今立ツテ居る壇上マデ政友民
政ノ代議士諸君ガ登ラレマシテ……

〔ノ一／＼〕「民政黨カラハ一人モ出ナ

イト呼ヒ其他發言スル者多シ」

●議長(藤澤幾之輔君) 私ハ議事進行ニ付キマシテ
蕭ニ願ヒマス

●西尾末廣君(續) サウシテ吾々考ヘテ居
リマシタヤウニ、自ラ或ル場合ニハ民衆ニ
向テハ國家ノ選良デアルガ如キ面構ヘヲ
致シナガラ、アノ醜態ハ何デアツカト吾
吾ハ憤慨ニ堪ヘナイノデアリマス、私共ハ
更ニ想ヒ起シマスルナラバ、前ノ第五十六
議會ニ於キマシテ時ノ遞信大臣久原房之助
氏ガ後ロノ「ドアーラ排シテ大臣席ニ着席
致シマスルト、民政黨ノ諸君ハ一齊ニ立上
テ、之ヲ指シテ泥棒々々ト聲ヲ五分間ニ瓦ツ
テ何時モヤテ居タノデアリマス、斯ウ云
フコトハ日本ノ國民生活ヲ如何ニ改善スベ
キカト云フ重大ナル問題ヲ審議スペキ此議
場ニ取テハ、極メテ穢ハシイ行爲デナカテ
ハナラヌノデアリマス、斯ウ云フ行爲ガ即
式的ニ時々、例へバ一瀬君ガ扇ヲ佛シタ
云フノ形式的ニチヨイノ、警告ハシテ居
改メルコトナク、依然トシテ彌次ヲヤル人
人ハ同ジコトヲヤツテ居ルノデアリマス、更

ニ今日彌次ヲ多く飛バシテ居ル者ハ民政黨
カ政友會ノ所屬議員デアリマシテ、是ハソ
レゾレ黨ニハ……(何ヲ言フノダ)「俺ヲダ
シニスルナ」ト呼フ者アリ)是等ノ議員ハ單
ニ個人ノ思フ儘ニ行動ヲスルバカリテナク、
ソレドム政黨ト云フ黨派ヲ組織シ、其黨派
ニ於テハ其黨員ヲ統制スル所ノ幹部モアル
筈デアリマス、若シ議長ハ是等ノ黨派ノ幹
部ニア、云フコトヲヤラセナイヤウニシテ
ハドウカト云フ所ノ、警告ヲモ發スルコト
ガ出來ルノデアリマス、更ニ昨日ノ議場
ノ混亂ハ、身ヲ以テ議事ノ進行ヲ妨害スル
ヤウニ見エタノデアリマス(ノ一／＼)能
ク見テ居リマスルト、アレハ「ラグビー」ノ
「ゲーム」ノヤウニ、體ヲ以テ相手方ヲ妨害
シテ居ルカニ見兼ネタト見エマシテ、一部ニハ之ヲ告發スベシ、或ハ懲罰ニ附スベ
シト云フヤウナ意見モアルヤニ聞イテ居ル
ノデアリマス、私ハ民政黨ノ方ミ、或ハ政
友會ノ方ミガ懲罰ニ附スルヤ否ヤヲ語ラウ
トシテ居ルノデハナイ、ア、云フコトニ對
シテ議長ハ議長ノ職權ヲ以テ懲罰ニ附スベ
キデアルト思フノデアリマス、此點ニ關シマ
シテ一日行ハレタ、アノ議場ノ形勢カラ
見マシテモ、議長ハ尙ホ懲罰ニ附スル必
要ガナイト考ヘテ居ルヤ否ヤ、若シア、云
フヤウナ狀態ガ何等罰サレルコトナク、若
シ許サレルトスルナラバ、今後ニ於テアレ
ト同様ナコトが起ツタ場合ニハ、議長ハ如
何ニシテ此議事ノ進行ヲ圖ルカト云フコト
ヲ伺ヒタイノデアリマス、要スルニ私ノ
機ガ來ナインオデアルカラ、私ノ質問ニ對シ
マシテ適富ナル御答辯ヲナサル必要ガアル
ノデアルカドウカ、其必要ナル御質問ノ笑
ヌノデアルカ、又此私ノ質問ニ對シマシテ
質問ヲ繼續サセテ戴キタイコトヲ希望スル
ノデアリマスカラ、ドノ點ガ御分リニナラ
ノデアルカ、又此私ノ質問ニ對シマシテ
適當ノ時機ニ適當ナル答辯ヲスルト云フ御
辯明ノヤウニ承リマシタガ、私ハ適當ノ時
機ガ來ナインオデアルカラ、私ノ質問ニ對シ
マシテ適富ナル御答辯ヲナサル必要ガアル
スカラ、朝鮮總督ヲ開議ニ列セシムル必要
ハナイト認メマス

●議長(藤澤幾之輔君) 多木久米次郎君ニ
許シマシタ、多木久米次郎君質問ナサイマ
セヌカ、議事進行ニ付テ通告ヲシテ居ラレ
マセウガ……

〔多木久米次郎君登壇〕

●多木久米次郎君 私ハ議事ノ進行ニ付テ
一言伺ヒタイ次第デアリマス、外デハアリ
マセヌガ、二十五日私ノ國務大臣ニ對スル
質問ニ付キマシテ、濱口總理ガ議事ノ速記
録ヲ見テ、而シテ必要ガアレバ答辯シマス、
又拓殖大臣ハ私ノ申シマシタコトガ分ラナ
イト云フコトデアリマスカラ、ドノ點ガ分
ラナイノデアリマスカ、分ラナイ點ガゴザ
イマスナレバ、飽迄御分リニナルマデ私ハ
ノデアルト思フノデアリマス、此點ニ關シマ
シテ一日行ハレタ、アノ議場ノ形勢カラ
見マシテモ、議長ハ尙ホ懲罰ニ附スル必
要ガナイト考ヘテ居ルヤ否ヤ、若シア、云
フヤウナ狀態ガ何等罰サレルコトナク、若
シ許サレルトスルナラバ、今後ニ於テアレ
ト同様ナコトが起ツタ場合ニハ、議長ハ如
何ニシテ此議事ノ進行ヲ圖ルカト云フコト
ヲ伺ヒタイノデアリマス、要スルニ私ノ
機ガ來ナインオデアルカラ、私ノ質問ニ對シ
マシテ適富ナル御答辯ヲナサル必要ガアル
スカラ、朝鮮總督ヲ開議ニ列セシムル必要
ハナイト認メマス

●議長(藤澤幾之輔君) 植原悅二郎君
〔植原悅二郎君登壇〕

●國務大臣(松田源治君) 先達ノ多木君ノ

●國務大臣(松田源治君) 先達ノ多木君ノ
質問ガ議場ガ喧騒デアリマシタカラ私ニ能
ク分リマセヌ、仍テ速記録ヲ調べマシタカ
ラマスケレドモ、其警告ニ依テ何等其人ハ
議事進行上極メテ不適正ナルモノデアルト
考ヘル、ソレ故ニニア、云フ狀態ニ對シテ何
等ノ警告ヲモ發スル事ナク、今後ニ於テモ
尙ホ議事ガ圓満ニ進行出來ルカドウカ、之
ニ對シテ議長ノ確信ヲ伺ヒタイノデアリマス

ラ——速記録デ能ク拜承致シマシタ、三ツ
程重要ナ點ガアリマス

第一ハ朝鮮ノ地方制度、此事ニ付テ御質
問ナリマシタガ、政府ハ朝鮮ノ文化ノ發達
ニ鑑ミマシテ、地方自治制度ノ改正ヲ必要
トスルト認メマシタ、ソレハ今迄朝鮮ノ道、
府、指定面共ニ決議機關デアリマセヌデ、諮
問機關デアツノヲ、之ヲ決議機關ニ變更
シテ、自治制度ノ擴張ヲ致シタノデアリマ
ス

第二ハ朝鮮ノ參政權ニ付テハドウ云フ考
ヲ持ツテ居ルカ、是ガ最モ重大ナル問題デア
リマス、今申シマシタル此地方自治制度ノ
改善ノ模様ヲ見マシテ、篤ト是ハ考慮シタ
イト思ツテ居リマス、今此席ニ於テ朝鮮ノ參
政權ヲ如何ニスルカト云フコトニ付テ、具
體的ニ意見ヲ申上ゲルコトハ宜クナイコト、私
ハ考ヘルノデアリマス

第三ハ朝鮮總督ヲ内閣官制ノ第十條ニ
依ツテ閣議ニ列セシメテハドウカト云フコ
トデアリマス、是ハ私ガ主管ノ拓務大臣ト
致シマシテ、朝鮮ノ利害ヲ代表シテ居リマ
スカラ、朝鮮總督ヲ開議ニ列セシムル必要
ハナイト認メマス

ナントテ居リマスル所ノ軍縮會議竝ニ其他外
交關係ニ付テ御尋スル積リデアリマス、外
務大臣ノ施政方針ニ御發表ナス所ニ依
リマスレバ、外務大臣ハ今回ノ軍縮ハ我國
ニ取テ頗ル成功テアルガ如クニ御主張ナサ
レ、且ツ之ヲ宣傳ナス所ニ依リマス
ス、此問題ガ成功デアルカ、成功デアラザ
ルカニ付キマシテハ、先づ第一ニ倫敦會議
トヲ詮索致シテ見ナケレバナラナイノデア
リマス、倫敦會議ハ申ス迄モナク——第一
ニ五ニ國家ノ國費ヲ節約スルコト、又五ニ

國家ノ安定ヲ圖ルコトヲ目的ト致シタルモノノデアルト云フコトニ付テハ申ス迄モアリマセヌ、併ナガラ如何ナル所ノ國際會議ガ開催サレルニ致シマシテモ、必ズヤ其背後ニ一國ノ國策ノ存在シテ居ルコトヲ忘レテハナラナイノデアリマス、今度倫敦會議ガ開催サレルニ至リマシタ所ノ徑路ヲ糺シテ見マスルト云フト、不戰條約ガ成立ヲ致シタ、而シテ此機會ニ於テ不戰條約ノ主義ヲ成ベク國際上ニ具體化スル爲ニ軍縮ヲ計畫致シ、英國ト米國ト豫備交渉ヲ致シマシテ、其結果ガ倫敦會議ニ於テ、世界ノ五大海軍國ヲ招請致シ、茲ニ倫敦會議ヲ開催スルコトニナシタノデアリマス、ソレ故ニ私ハ先づ第一ニ外務大臣ニ御尋致シタイコトハ、外務大臣ハ倫敦會議ニ對スル所ノ英、米ノ此會議ヲ開ク背後ニ有シテ居タ所ノ國策ヲ何ト解釋スルカデアリマス、諸君御承知ノ如ク華盛頓會議ニ於キマシテモ軍縮ガ企テラマシタ、而シテ此華盛頓會議ハ諸君御承知ノ如ク、歐洲戰爭中ニ於キマシテ、我國ノ國力ガ非常ニ極東ニ於テ膨脹致シタ、此清算メヲ致サセナケレバナラナイ、日英同盟ヲ廢棄サセナケレバナラナイ、石井「ランシング」ノ協定ヲ消滅セシメナケレバナラナイト、斯様ナ問題ノ爲ニ英國ト米國トガ豫メノ協議ヲ致シテ、華盛頓會議ヲ開クニ至シタノデアリマス、然ラバ私ハ茲ニ倫敦會議ヲ開催スルニ至リマシタ所ノ、米國ノ國策ハ何ニ依テ生ジタノカ、之ヲ何下外務大臣ハ解釋シ、且ツ理解シテ居ルカ、先づ之ニ對スル外務大臣ノ所見ヲ伺テ置キタイノデアリマス

タードナルド「氏ト「アーバー」氏トノ共同聲明デアリマス、ソレニ依リマスト、尙後英米兩國ノ間ニハ戰爭ハナイ、又戰爭ヲ宣言スルヤウナコトモナイ、將來英米ノ間ハ絶對ニ平和デアルト云フコトヲ聲明致シテ居ルノデアリマス、而シテ英米兩國ハ御承知ノ如ク倫敦會議ニ臨ムニ當リマシテ、同二ノ海軍ノ比率ヲ承知シテ臨ンダノデアリマス、既ニ倫敦會議ニ臨ミマスル時ニハ、英國モ米國モ補助艦ニ付キマシテハ、御同様ニ均等ノ比率ヲ以テ當ルト云フコトヲ最初カラ決定シテ掛クタノデアリマス、此處ニ於テ私分問題ト致シマスルコトハ、此補助艦英米均等ノ主張ト云フモノハ、從來ノ英國ノ海軍政策ニ變更ヲ加ヘテ居ルモノデアリマス、此英國ノ海軍政策ニ變更ヲ加ヘルニ至リマシタコトハ、倫敦會議ヲ開催シ、「フーバー」ト「マクドナルド」兩氏ガ米國ニ於テ、英米兩國間ノ間ニ於テ將來戰爭ハ無シト共同聲明ヲ致シマシタコトニ起因シテ居ルト思ヒマス、是ニハ必ズヤ太平洋ノ問題ニ付キマシテ、英米兩國ノ間ニ默契ノ在ルコト、思ハナケレバナラナイノデアリマス（拍手）必ズヤ此英米均等ノ勢力ト云フコトハ其ノ由テ生ズル英米ノ國策ニ依ルモノト考ヘマス、英米兩國將來必ズ戰爭ヲ致サナイト云フガ如キ、一國ノ大統領ト一國ノ總理大臣トガ共同聲明ヲ致スニ付キマシテハ、其ノ背後ニ潛ム所ノ國策ガナケレバナラナイノデアリマス、左様ナ事ハ外務大臣ガ與リ知ル所デナイ、外國ノ政策ヲ問題トシテ彼レ言フコトハ出來ナイト云フ御答ヲナサルカモ知レマセヌ、併ナガラ諸君申シマスノハ、何レモ其國家ノ對外ノ國策ヲ根據トシテ生ズルモノデナケレバナラナ和ノ爲ニ海軍ヲ縮少シヨウ、制限シヨウト臨ムニ當リマシテハ、英國バ如何ナル國策

ヲ持テ居ル、米國ハ如何ナル國策ヲ持テ居ル、英米ノ間ノ豫備交渉ニ於テ補助艦一切ニ付テ均等ノ比率ヲ承諾スルニ至シタル所議ニ於キマシテ英米均等ノ海軍力ヲ、最初以ハ如何カト云フコトニ對シテ、確乎タル見解ガナケレバ國際交渉ニ當レルモノデハナインオデアリマス（拍手）故ニ私ハ此倫敦會主張スルニ至リマス迄ノ間ノ經過、及此兩國ガ均等ニ對シテ同意スルニ至リマンタル所ノ、太平洋上ニ於ケル所ノ英國ノ國策ヲ如何ニ見ルカ、而シテ英國ガ海軍政策ヲ變更シタルハ何故デアルカ、又米國ノ此太平洋ニ於キマシテ、否太西洋ト太平洋ニ於キマシテ大海軍ヲ主張スルハ何故デアルカ、米國ハ元來御承知ノ如ク大陸國デアリマス、此大陸國デアル國家ガ從來二箇國海軍主義ヲ唱へテ居リマシタヤウナ英國ト、均等ナル海軍力ヲ主張スルニ至リマシテナ付デハ、米國ニハ必ズヤ之ニ對スル背後ニ國策ガナケレバナラナイト信ジテ居ルノデアリマス、此米國ノ國策ヲ何ト御考ニナッテ居ルカ、外務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス

主張ヲ以テ進ミマシタモノデアルトシマシタナラバ、此支那ノ門戸開放、機會均等ニ對シテハ、單リ米國ノミガ主張スル理由ハナイノデアリマス、支那ノ門戸開放、領土保全ニ付キマシテハ、日本程之ニ對シテ利害關係ノ多イ國ハアリマセヌ、又支那ノ門戸開放、領土保全ニ付キマシテハ、單リ日本ガニ對シテ特殊ノ利害關係ヲ有スルノミナラズ、世界共通ノ問題デアリ、世界共通ノ利益デアルノデアリマス、而シテ之ガ世界共通ノ利益デアルバカリデナイ、華盛頓會議ニ於テハ九箇國條約ニ依リマシテ支那ノ門戸開放、領土保全ノ問題ハ、十分ニ確保サレテ居ル筈デアルノデアリマス、之ガ十分ニ確保サレテアルモノデアルト致シマスルナラバ、米國ガ倫敦會議ニ於キマシテ我國ニ對シテ海軍力七割以下ヲ強制シヨウト致シタ理由ハ、何故デアリマセウカ、外務大臣ニ伺ヒタイ、米國ガ補助艦一切ニ就キ、日本ヲ七割以下ニ切下ゲ、英米均等ノ勢力ヲ維持シヨウトスルコトハ、米國ノ海軍ハ自衛的デハアリマセヌ、是ハ攻擊的ノ海軍力ヲ備フルモノデアルト謂ハナケレバナリマセヌ（拍手）米國ハ御承知ノ如ク大陸國デアルノミナラズ、其國內ニ於ケル所ノ國富ハ極メテ豊富デアリマス、製艦能率モ到底我國ノ比デハナイノデアリマス、若シ米國ガ不戦條約ノ精神ニ依リマシテ、世界ニ於ケル所ノ國際紛議ヲ平和ノ談判ニ依クテ、解決シヨウト云フ意思ヲ有スルモノデアリマスルナラバ、米國ガ我國ノ自衛ノ國防ニ對シテ、彼此レ言フベキ筈ハ絶対ニナイト信ジテ居ルノデアリマス（拍手）如何ナル見地カラ見マシテモ米國ガ英國、而モ英國ハ御承知ノ如ク世界到ル處ニ領土ヲ有シ、太平洋ノミニ於テモ濠洲アリ（ニユージランド）アリ、（ニユーギニア）アリ、印度アルノデアリマス、之ニ反シテ米國ハ如何カト申セバ、大陸國デアリマスガ故ニ、英國ト均等ナル所ノ海軍ノ必要ヲ何トシテ

私自衛的ノ國防カラ必要デアルト認ムルコトハ、斷ジテ出来ナインデアリマス（拍手）
私ハ此米國ノ大海軍ノ問題ヲ米國ノ國策ノ上カラ考ヘマシテ、幣原外務大臣ハ何ト考
ヘテ居ラレルノカ、米國ノ此海軍ヲ以テ、
米國ハ攻撃的ノ海軍ヲ備フルモノニシテ、
自衛的ノ海軍ニアザルモノト、御判断ナ
サルカドウカ、之ヲ明瞭ニ御尋致シテ置キ
タイノデアリマス（拍手）
又倫敦會議ニ於キマシテ、我國ガ米國ノ
案ヲ承認スルニ至リマシタニ付キマシテ
ハ、米國ハ我國ニ對シテ、千九百二十四年
ノ移民法ヲ千九百八十年ノ「クオーラー」ニ
依テ移民ノ渡航ヲ許スコトヲ取極メル積
リデアルトノロ約ヲ與ヘタト云フヤウニ傳
ヘラレテ居リマスガ、是ハ果シテ如何デア
ルカ、果シテ米國ハ此倫敦會議ニ於テ、我
國ニ七割以下ノ比率ヲ強制スル爲ニ、移民
法ノ改正ヲ以テ交換條件トスルコトヲ提案
シタカ如何カ、之ヲ伺ヒタイノデアル（拍
手）若シソレガアッタヌラバ、如何ナ
ル所ノ經過ニ於テアッタノカ、若シナイトス
ルナラバ、此移民ノ問題ニ對シテ、外務大
臣ハドウ御考ニナツテ居ルカ、是モ伺テ置
キタイノデアリマス、更ニ倫敦會議ニ於キ
マシテ我國ガ此米國ノ案ニ贊成シナケレバ
ナラヌヤウニ已ムヲ得ナクサレタノハ、米
國ガ日本ニ對シテ東洋ニ於ケル所ノ――極
東ニ於ケル所ノ優越權ヲ承認スルコトヲ認
メタ爲デアルトモ傳ヘラレテ居ルノデアリ
マス、何故左様ナコトノ疑念ガ起ルカト申
セバ、倫敦會議ノ開催中ニ於キマシテ我國
ニ駐劄ノ米國大使「カツスル」氏ハ日米協會
マセウ、又是ト同時ニ英國ニ於テ米國ノ代
表者ナル國務卿「スチムソン」モ殆ド同一
ヲ與ヘルト云フコトガ意味深長デアルガ如
クニ聲明サレタコトハ、諸君御承知デアリ
明ガ倫敦會議ノ眞最中、而モ日米兩國間

「カツスル」氏、英國ニ於テハ國務卿「スチムソン」氏ガ、恰モ時ヲ同ジウシテ、極東ニ於テ米國ハ日本ニ對シテ優越權ヲ認ムル積リデアルト云フコトヲ言ヒマシタノハ、何等カノ意味ナシトハ推測スルコトハ出來ナインデアリマス、倫敦會議ニ於テ果シテ米國ハ我國ニ對シテ極東ニ於ケル所ノ優越權ヲ興フルガ如キ默契ヲ與ヘタカ如何カ、此眞相ニ付テモ同ヒタイノデアリマス、更ニ或方面ノ說ニ依リマスレバ、來ル六月我國ハ償還致サナケレバナラナイ所ノ、二億五千万ノ外債ヲ持テ居ルノデアリマス、其二億五六十万ノ借替ニ付キマシテ米國ハ若シ我國方倫敦會議ニ於ケル所ノ米國案ニ同意シナケレバ好意ヲ寄スルコトガ出來ナイト感嘆シタト申セバ極端ニ言葉デアリマセウケレドモ、此我國ノ外債借替ヲ外交上ノ手段方法ニ利用シタ如クニ傳ヘラレテ居ルノデアリマスガ、此眞相モ併セテ同ヒタイノデアリマス(拍手)又松平大使ト「リード」氏トノ自由討議ニ依リマシテ成案セラレシ所謂米國案ナルモノニ對シ、若槻全權ガ政府ニ請訓セルニ付キ、若槻全權ハ之ヲ政府ニ推薦セルニ非ズシテ、單ニ考慮ヲ求メシモノナリト云フコトヲ、三月二十五日「セントゼームス」ノ宮殿ニ於テ三國ノ全權會議ノ席上ニ於テ述ベラレテ居ルト云フコトデアリマスガ、是ハ果シテ事實デアルカ否ヤ、之モ同シテ置キタイノデアリマス、又若槻全權ハ此所謂米國案ナルモノハ修正ノ餘地ナキモノニシテ、米國ノ最後案ナリト云フコトノ理由ヲ以テ、我國ニ請訓シタト傳ヘラレテ居リマスガ、ソレガ果シテ事實デアリルカ如何カ、之ヲ同ヒタイノデアリマス尙ホ倫敦會議ノコトニ付キマシテ御尋致シテ置キタイコトハ優秀船ノ問題デアリマス、倫敦會議ニ於テモ優秀船ノ問題ハ問題トナラナカッタヤウデアリマス、御承知ノ如ク優秀船ニ六吋砲ヲ搭載シテ武装ヲ致シテ

戰時ニ之ヲ使用スルコトニナリマスレバ、
假令補助艦ニ於テハ如何ナル比率ガアリマ
シテモ、戰時ニ於テ此優秀船ノ使用ヲ承認
スル場合ニ於テハ、海軍力ニ重大ナル勢力
ノ相違ヲ招クコトハ明カナル事實デアルノ
デアリマス、ソレ故ニ華盛頓會議ニ於キマ
シテモ此優秀船ノ武裝ニ付キマシテハ、可
ナリムヅカシイ問題ニナツノデアリマス、
補助艦ノ問題ヲ討論致スニ付キマシテハ、
何ト致シテモ優秀船ノ問題ニ對スル、戰時ノ
武裝ノ問題ニ付テ嚴重ナル所ノ協定ガ出来
テ居ラナケレバナラナイノデアリマス、然
ルニ私ノ承知致シテ居ル所ニ依レバ、倫敦
會議ニ於テ我國ハ此優秀船ノ武裝問題ニ付
キマシテハ、絕對ニ論議ヲ致シテ居ラナイ
ヤウデアリマス、御承知ノ如ク米國モ英國
モ多數ノ優秀船ヲ持シテ居リマス、我國ニ
於テハ殆ド優秀船ト云フモノヲ所有致シテ
居リマセヌ、故ニ若シ此優秀船ノ問題ガ此
儘ニ存在致シテ居リマスルト云フト、假令
倫敦會議ニ於キマシテ補助艦ノ協定ガ出来
マンシテモ、此優秀船武裝カラ日英米三國ノ
海軍力ニ、非常ナル戰時ニ於テ相違ヲ生ズ
ルノデアリマス、ソレニ對スル所ノ外相ノ
見解ハ如何デアルカ、優秀船ノ問題ヲ倫敦
會議ニ於テ日本ヨリ提案シタコトガアルカ
ドウカ、ナイトスルナラバ提案セザリシ理
由ハ如何デアルカ、之ヲ伺ヒタイノデアリ
マス

ル所ノ國家ニ對スル態度ヲ異ニスルト言ハレテ居ルノデアリマス、極東ノ問題ニ付テ我國程重大ナル利益關係ヲ持ッテ居ル國ハシテ直接間接利害關係ガナイトハ私ハ申シマセヌ、併ナガラ支那ノ榮枯盛衰ハ直ニ米國英國ノ榮枯盛衰ニハナリマセヌ、然ルニ支那ノ盛衰ハ直ニ日本ノ盛衰ニ影響スルコトデアリマスルガ故ニ、支那問題ニ付キマシテハ日本程利益關係ノ多イ國ハナリマス、然ルニ日本ハ此倫敦會議ニ於キマシテ米國ノ海軍案ニ屈從シタ、日本ハ米國ニ讓歩シテ極東ノ防備ヲモ完全ニスルコトガ出來ナイト云フ狀態デアリマスレバ、御承知ノ如ク支那ノ今日ハ支那自體ガ自國ノ力ニ依テ自立シ能ハザル狀態デアルコトヲ知ラナケレバナリマセヌ(拍手)支那ノ國內ノ平和統一ハニ支那ノ外部ニ於ケル所ノ周圍ノ環境ニ依テ定マルモノデアルコトハ、外相ト雖モ恐らく之ヲ御承知ノコトデアリマセウ、若シ此事ヲ御承知デアルトスルナラバ、米國案ニ對スル我國ノ屈從ハ延イテ支那ノ治亂ノ問題ニ對シテモ、重大ナル影響ノアルモノト思ハナケレバナリマセヌ、幣原外相ハ之ニ對シテ如何ナル見解ヲ有サレテ居ルカヲ御尋致シタイノデアリマス

使ヲ大臣ニ昇格スルコトヲ希望スル、又目下問題トナツテ居リマスル所ノ日支通商條約ヲ改正致シ、治外法權制度ヲ撤廢スルト云フコトヲ、日本政府ガ責任ヲ以テ承諾スレバ、汪公使ハ小幡大使ノ「アグレマン」ニ對シテ同意ヲ爲スト、南京政府カラノ申出ヲ傳達シタト云フコトデアリマスガ、是レ果シテ事實デアルカ如何カヲ伺ヒタイノデアリマス、孰レニセヨ、小幡公使ノ「アグレマン」ノ問題ガ、現在ニ於テ未決定デ居ルコトハ事實デアリマス、之ニ對シテ幣原外務大臣ハ過日關稅協定案ガ樞密院ニ於テ審議サレテ居ル場合ニ於キマシテ、樞密院ノ質問ニ答ヘ、幣原外務大臣ハ左様ナ實例ハ世界ニアルコトデアルカラ、敢テ甚シク苦慮スルノ必要ナイト云フヤウニ答ヘラレタト新聞ニ出テ居リマスガ、私ハ之ニ對シテ幣原外務大臣ノ言ハレル如ク世界ニ「アグレマン」ヲ拒否セラレタ所ノ事實ハアルハ確ニアルノデアリマス、千八百八十五年ニ米國ガ墺國ヘ派遣セントシク所ノ公使ノ「アグレマン」ヲ拒否シタ事實ハアリマス、トセシ公使ニ對シテ支那ガ「アグレマン」ヲ又英國ガ露國ヘ簡派セントセシ公使ニ對シテ「アグレマン」ヲ拒絶シタ事實ハアリマス、又米國ガ千八百八十七年ニ支那ニ簡派セントセシ公使ニ對シテ支那ガ「アグレマン」ヲ與ヘナカツタ先例ハアリマスガ、今度我國ノ小幡公使ニ對シテ「アグレマン」ヲ拒否シタヤウナ事實ハ我國ノ外交史上未だ曾テ是レアラザル所デアルノデアリマス(拍手)此小幡公使ノ「アグレマン」ノ拒否ノ理由ヲ支那政府デ與ヘテ居ルカ與ヘテ居ラナイカ、如何ナル理由ニ依テ支那ハ我國ニ對シテ小幡公使ノ「アグレマン」ヲ與ヘナイノデアルカ、之ニ對シテ支那政府ガ何等カノ説明ヲ與ヘテアルカ與ヘテナイカ、先ヅ第一ニ之ヲ伺ヒタイノデアリマス(拍手)私共ノ見ル所ニ依リマスレバ、日支兩國ノ關係ハ特殊ナ關係デアリマス、而シテ御承知ノ如ク小幡前土耳其大使ハ支那ト隨分密接ナ關係ヲ持テ居ラレタ方デアリマス、又外務省

ガ必ズ小幡公使ヲ支那ニ任命スルニ付テハ、
之ヲ適任ナリ、是ヨリ他ニ日支親善ヲ圖リ
得ルモノナシト御確信ヲ以テ任命サレタニ
疑ナインデアリマス、ソレヲ支那ガ拒否ス
ルニ至リマシテハ、是ヨリ外交上日本ニ與
ヘタル所ノ侮辱ハ未ダ曾テナイノデアリマ
ス(拍手)國辱デアリマス、侮辱デアリマス、
國威失墜デアリマス(拍手)之ヲ國威失墜デ
ナイ、我國ニ對シテ支那ガ斯様ナ事ヲシテ
モ差支ナイト云フ日本國民ガアルナラバ、
何ヲ以テ國家ノ外交ヲ論ズルコトガ出來
カ(拍手)左様ナ事實アルニモ拘ラズ、是ハ
明カニ支那方日本ニ與ヘタル所ノ一大侮辱
ニアラズ輕蔑ニアラズトスルナラバ、左様
ナ外務大臣ハ世界ニ其類例ヲ見ナイモノデ
アリマス(拍手)

次ニ私が御尋致シタイ事ハ、國際上支那
ハ屢々我國ニ對シテ非禮ヲ敢テスルノミナ
ラズ、南京政府ノ如キハ小幡公使ノ「アグ
レマン」ヲ拒否致シタガ爲ニ、國際禮讓ヲ
無視セル暴舉ナリト南京政府自ラモ考ヘマ
シタモノデアリマスカ、之ニ對シテハ内心
頗爾憂慮スル所ガアリ、南京政府ノ狀態ヲ
聞キマスレバ、之ニ對シテ日本ガ如何ナル
態度ヲ以テ望マレルカト云フノデ、戰々競
競タル狀態デアタト承知致シテ居ルノデ
アリマス(拍手)南京政府自ラガ戰々競々ト
シテ居リマスル此南京政府ノ亂暴狼藉ノ最
中ニ「アグレマン」ノ問題ヲモ片付ケズシ
テ、突如トシテ我國ニ於テハ重光總領事ヲ
代理公使ニ任命致シマシテ、關稅條約ノ協
定ニ當ラシメタノデアリマス、若シ幣原
外務大臣ガ國際禮讓ノ如何カヲ知テ居リ、
テ正式ニ「アグレマン」ヲ與ヘシメ、而シテ
後ニ關稅條約ヲ協定致シテモ決シテ時期遲
クハナインデアリマス(拍手)然ルニ如何ナ
ル理由ガアリマシテ、如何ナル國家的利

態、侮辱ノ狀態、輕蔑ノ狀態ニ於テ、自ラ
進ンデ關稅協定ヲ爲スト云フガ如キコトヲ
敢テシナケレバナラナカッタカ、其理由ハ何
故デアリマスカ(拍手)而シテ是ダケノ屈辱
ヲ忍ビマシテ出來上ツタ所ノ關稅協定ナル
モノハ、果シテ我國ニ對シテ有利ナモノデ
アルカ、此細目ニ瓦リマシテハ何レ豫算會
議ニ於テ詳シク御尋致シタイノデアリマス
ガ、此新シク出來マシタ所ノ日支協定ナル
モノハ、差等稅ノ協定ヲ致シマスル時ニ、
若シ我國ガ支那ノ關稅自主權ヲ認メテ互惠
條約ヲ作リマスナラバ、其互惠條約ノ期限
ヲ五箇年要求シナケレバナラナイト云フノ
ガ、我國一般ノ對貿易ニ關スル商工業者
ノ意見デアタノデアリマス、此互惠條約ノ
期限ニ付キマシテモ、現内閣ハ五年ノ主張
ヲ三年ニ讓ツテ居ルノデアリマス、加之現内
閣ハ此互惠條約ヲ結ブニ付キマシテ、關稅
自主權ヲ認メテ居ルコトハ、之ヲ彼此レ申
スノデハアリマセヌガ、釐金ノ廢止ヲ支那
ニ於テ左様ニ急激ニ實行出來ルト云フヤウ
ナコトヲ、如何ナル立場カラ幣原外相ハ御
考デアリマスカ、現在支那ニ於テ南京政府
ノ威力ノ行ハレテ居ル所ハドレダケノ範圍
デアリマスカ、此關稅條約ハ支那全土ニ適
用サルベキモノデアルノミナラズ、滿鮮ニ
於ケル所ノ陸境ノ關稅ニ對シテモ、一年ノ
猶豫ヲ以テ之ヲ撤廢スルコトニ規定サレテ
居ルノデアリマス、加之此關稅條約協定中
支那ハ滿洲カラ粟ノ輸出ヲモ禁止シテ居ル
事實ガアルデハアリマスマイカ、ノミナラ
ズ綿絲ニ對シテハ特ニ消費稅ヲ許スヤウナ
業ヲ、日支兩國ノ貿易ノ上ニ於テ増進セシム
内諾ヲ與ヘテ居ルノミナラズ、支那北京ニ
於キマスル所ノ關稅會議ノ際ニ於キマシテ、
ノ品目ヲ少クモ百品目自デナケレバナラナイ
ト主張シタノデアリマス、然ルニモ拘ラズ

此五恵條約ニ於テハ百品目ノ中カラ六十品目ノ五恵條約ヲ定メタノデアリマス、而シテ其他ノ全部ヲ讓歩シテ居ルノデアリマス、之ヲ見マシテモ幣原外相ハ、倫敦會議ニ於テモ支那ノ交渉ニ見テモ、我國ノ權益ヲ殆ド考慮スルコトナク、單ニ外交上ノ無事ナルコトヲ希望シ、讓歩ニ讓歩シ、國威國權ガ侵害サレテモ敢テ之ヲ考慮セザル狀態デアルト謂ハナケレバナラヌ(拍手)。次ニ私ハ幣原外相ニ御尋シタイコトハ、目下日支兩國ノ間ニ於テ商議ヲ進メラレテ居リマスル所ノ日支通商條約ニ付テノコトデアリマス、政府ハ只今日支通商條約ノ改訂ノ商議ヲ進メラレテ居リマスルニ付キマシテハ、現行ノ日支條約ハ幣原外務大臣昨年ノ議會ニ於テ自ラ質問セラレタ如ク、支那ニ於テハ此條約ハ昭和三年七月期限満了ト共ニ消滅サンテ居ルモノト聲明致シテ居ルノデアリマス、幣原外務大臣ハ此現行ノ日支通商條約ハ我國ノ主張ノ如ク、二回我國ノ政府ガ抗議シタ如ク、有效ノモノト云フ前提ノ下ニ、現在ノ通商條約ノ商議ヲ進メラレテ居ルノカ、又ハ支那ノ聲明スルガ如クニ、此條約ハ昭和三年七月其期間満了ト共ニ消滅シテ居ルモノト云フ諒解ノ下ニ、商議ヲ進メラレテ居ルモノカ、其點ヲ明瞭ニ致シテ置キタイノデアリマス、啻ニ關稅協定ノ問題バカリデハアリマセヌ、日支通商條約ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク支那ハ昭和三年ノ一月ニ、上海ニ於ケル會審衙門ヲ改組致シマシテ、臨時法院ヲ設置致シテ居ルノデアリマス、而シテ支那ニ於キマシテハ、我國トノ通商條約ハ消滅セリト云フ理由ノ下ニ於キマシテ、我方國民ト支那人トノ繫争問題ニ對シ、民事ニ關スル所ノ訴訟ハ、此臨時法院ニ於テ一切受付ケザル所ノ狀態ニナツテ居リマスガ、之ニ對シテ幣原外相ハ如何ナル手續ヲ執ラレタノデアルカ、治外法權制度ヲ認メテ貰ヒタイト云フ所ノ支那方、上海ニ於ケル所ノ臨時法院ニ

於テ、當然存在シテ居ル所ノ日支條約ヲ無視シテ、我ガ國民ト支那人トノ間ニ於キマス所ノ民事上ノ競争問題ヲ二箇年間、殆ド一度モ其審理ヲ進メテ居ラナイノデアリマス、之ニ對シテ幣原外務大臣ハ抗議セラレタストレバ、如何ナル抗議ヲサレタカ、又支那ハ之ニ對シテ如何ナル返答ヲサレタノデアルカ、若シ斯様ノ狀態ガ繼續シテ支那ハ隨分違法ノ行爲、無法ノ行爲ヲシツツアル狀態デアルニ拘ラズ——、尙ホ進ンデ日支通商條約ノ改訂ノ商議ヲ進メテ行カレル積リデアルカ如何カ、其點ヲ明瞭ニ致シテ置キタイノデアリマス（拍手）

次ニ私ノ御尋致シタイコトハ、滿洲某重大事件ニ關シテデアリマス、民政黨ノ中野正剛君ノ如キハ昨年ノ議會ニ於テ、田中内閣ハ何故ニ滿洲某重大事件ヲ發表シナイカ、此重大事件ヲ發表セザルコトハ、日支兩國ノ國交ヲ阻害スルノミナラズ、我國ノ國際信用ヲ失墜シ、我國ガ世界各國ノ輿論ニ袋叩キニ遭ッテ居ルガ如キ狀態デアルト痛論致シタノデアリマス、又貴族院ニ於キマシテモ民政黨ノ議員ハ、滿洲某重大事件ヲ何故田中内閣ハ發表シナイカ、之ヲ發表セザルコトニ依テ、我方國民ハ支那四億ノ國民カラ反感ヲ受ケテ居ル、是ヨリ日支兩國ノ親善關係ヲ害スルモノハナイ、是ヨリ我國ノ國際信用ヲ失墜スルモノハナイ、是程我國ノ國際信義ニ悖ル行爲ハナイト、言ヲ極メ、口ヲ極メ田中内閣ヲ弾憲致シタノデアリマス、ソレナラバ滿洲某重大事件ニ對スル關係書類調書ハ、一切前内閣カラ現内閣ニ昨年七月引繼ガレテ居ルノデアリムス、若シ民政黨ノ諸君ガ滿洲某重大事件ヲ發表セザルコトニ依テ、我國ノ信用ヲ傷ケ、日支兩國ノ關係ヲ阻害スルモノデアルト云フナラバ、何故民政黨内閣ハ内閣ヲ發表サレナイノデアルカ（拍手）私ハ此問題ハ總理大臣ニ伺ヒタイノデアリマス、總理

大臣ガ此處ニ居ラナイノハ何故デアリマス
カ、私ハ此問題ニ對シテハ總理大臣ニ御伺
ヒ致シタインデアル、總理大臣ヲ御呼ビ下
サイ

ニ在ルト野ニ在ルト言ヲ左右ニシテ國民ヲ
欺瞞スルノデアル(拍手)唯内閣ヲ倒ス爲メ
政略的ニ外交上ノ重大ナル滿洲某重大事件
ヲ利用サレタノデアル、民政黨ハ内閣ヲ倒リサ
シサヘスレバ、政権ヲ取リサヘスレバ、如何
ナル重大問題ヲ政略ノ爲ニ使用シテモ宜

出シテ居ル位ノコト外關係ガアリマセヌ、然ルニ極東ニ於ケル、而モ極東ニ於ケル此遠隔ノ地ノ出來事ニ對シテ、不戰條約ニ名ヲ藉リテ米國ガ睿喙スルト云フヤウナコトヲ、我國ノ外務當局ガ默視スル、座視スルト云フ様ナコトアルニ至テハ、驚カザル

國威ヲ失墜スルコトデアル、我國ハ支那親善ノ關係ヲ害スルコトデアル、我國ハ世界ノ輿論カラ袋叩キニナシテ居ルトマテ、民政黨ノ中野君ノ如キハ黨ヲ代表シテ豫算委員會デ言及サレタノデアリマス、之ニ付キマシテハ御承知ノ如ク、昨年ノ七月現内閣成立ノ時ニ全部此調書方現内閣ニ引續ガレテ居ルノデアリマス、田中内閣ノ時ニ發表セズシテ國威ヲ失墜スルモノナラバ、民政黨ノ内閣ノ時ニモ發表セザレバ國威ヲ失墜セヌトハ申サレマセヌ、田中内閣ノ時ニ發表セザルガ故ニ日支親善ヲ害スルモノナリト云フナラバ、民政黨内閣ニ於テモ之ヲ發表セザレバ日支親善ヲ害スルモノデアル、田中内閣ノ時ニ此簽表ヲザエル爲ニ我國ハ國際的ニ袋叩キニ遇フモノナラバ、民政黨内閣ニ於テモ同一ナル結論ヲ生ズルモノデアル(拍手)然ルニ民政黨方内閣ヲ取りマシテ以來、満洲某重大事件ニ對シテハ一言モ言及セザルノミナラズ、今日ニ於テモ之ヲ發表シヨウトシナインデアリマス(拍手)民政黨ハ朝

次ニ私ハ外務大臣ニ對シ東支鐵道ノ事變ニ付キマシテ御尋致シタイコトガアルノデアリマス、御承知ノ如ク昨年七月東支鐵道問題ガ露支兩國ノ間ニ起リマシタ時ニ、昨年十一月米國政府ハ不戰條約ノ精神ニ依リ、不戰條約ノ締盟國ガ協調シテ露支兩國ノ鐵道問題ノ紛議ニ對シテ容喙シヨウトシタ事實ガアル、此容喙シヨウトシタ事實ヲ米國ニ於ケル出淵大使ハ、此米國ノ提案ニ對シテ略、同意ヲ與ヘラレタ如クニ傳ヘラレテ居ル、諸君、東支鐵道ノ問題ハ北滿ニ於ケル一局部、露支兩國ノ問題ニ係ハルコトデアリマス

致シテ置カナケレバ、ナラヌコトハ、満洲ノ鐵道問題ハ張作霖ト日本政府トノ間ニ協定ガ出來テ居ルノデアリマス。此張作霖ノ政府時代、我國ト締結致シマンタ此鐵道問題ニ付テ、幣原外務大臣ハ如何ニ之ヲ取扱ハレテ居ルカ、其後ノ經過ニ對シテ明瞭ニ伺ヒタイノデアリマス。

更ニ外務大臣ニ御尋ンタイノハ、印度ノ關稅法案ニ對スルコトデアリマス、御承知ノ如ク印度ト日本トノ間ニハ、ハッキリトシタ所ノ日印條約ガアルノデアリマス、此條約ニ依リマスレバ、斯様ナ原文ガ嚴トシテ存ニ致シテ居リマス「日本國皇帝陛下ノ版圖内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ハ印度國ヘ輸入スルニ際シ別國ノ生産ニ係ル同種ノ物品ニ適用セラルル最低率ノ關稅ヲ賦課セラルヘシ」然ルニモ拘ラズ今回印度政府ハ、印度政府自ラノ發意デハアリマセヌ、英國ノ「ランカンシヤ」ニ於ケル所ノ紡績業者ヲ保護セントスル爲ニ、英國ノ指金ニ依リマシテ、新シイ關稅率ヲ定メ、英國品ト日本品トノ

次ニ私ハ外務大臣ニ對シ東支鐵道ノ事變ニ付キマシテ御尋致シタイコトガアルノデアリマス、御承知ノ如ク昨年七月東支鐵道問題ガ露支兩國ノ間ニ起リマシタ時ニ、昨年十一月米國政府ハ不戰條約ノ精神ニ依リ、不戰條約ノ締盟國ガ協調シテ露支兩國ノ鐵道問題ノ紛議ニ對シテ容喙シヨウトンシタ事實ガアル、此容喙シヨウトンシタ事實ヲ米國ニ於ケル出淵大使ハ、此米國ノ提案ニ對シテ略ニ同意ヲ與ヘラレタ如クニ傳ヘラレテ居ル、諸君、東支鐵道ノ問題ハ北滿ニ於ケル一局部、露支兩國ノ問題ニ係ハルコトデアリマス

致シテ置カナケレバ、ナラヌコトハ、満洲ノ鐵道問題ハ張作霖ト日本政府トノ間ニ協定ガ出來テ居ルノデアリマス、此張作霖ノ政府時代、我國ト締結致シマシタ此鐵道問題ニ付テ、幣原外務大臣ハ如何ニ之ヲ取扱ハレテ居ルカ、其後ノ經過ニ對シテ明瞭ニ伺ヒタイノデアリマス

更ニ外務大臣ニ御尋シタイノハ、印度ノ關稅法案ニ對スルコトデアリマス、御承知ノ如ク印度ト日本トノ間ニハ、ハキリトシタ所ノ日印條約ガアルノデアリマス、此條約ニ依リマスレバ、斯様ナ原文ガ嚴トシテ存致シテ居リマス「日本國皇帝陛下ノ版圖」

次ニ私ハ外務大臣ニ對シ東支鐵道ノ事變ニ付キマシテ御尋致シタイコトガアルノデアリマス、御承知ノ如ク昨年七月東支鐵道問題ガ露支兩國ノ間ニ起リマシタ時ニ、昨年十一月米國政府ハ不戰條約ノ精神ニ依リ、不戰條約ノ締盟國ガ協調シテ露支兩國ノ鐵道問題ノ紛議ニ對シテ容喙シヨウトンシタ事實ガアル、此容喙シヨウトンシタ事實ヲ米國ニ於ケル出淵大使ハ、此米國ノ提案ニ對シテ略ニ同意ヲ與ヘラレタ如クニ傳ヘラレテ居ル、諸君、東支鐵道ノ問題ハ北滿ニ於ケル一局部、露支兩國ノ問題ニ係ハルコトデアリマス

致シテ置カナケレバ、ナラヌコトハ、満洲ノ鐵道問題ハ張作霖ト日本政府トノ間ニ協定ガ出來テ居ルノデアリマス、此張作霖ノ政府時代、我國ト締結致シマシタ此鐵道問題ニ付テ、幣原外務大臣ハ如何ニ之ヲ取扱ハレテ居ルカ、其後ノ經過ニ對シテ明瞭ニ伺ヒタイノデアリマス

更ニ外務大臣ニ御尋シタイノハ、印度ノ關稅法案ニ對スルコトデアリマス、御承知ノ如ク印度ト日本トノ間ニハ、ハキリトシタ所ノ日印條約ガアルノデアリマス、此條約ニ依リマスレバ、斯様ナ原文ガ嚴トシテ存致シテ居リマス「日本國皇帝陛下ノ版圖」

〔議長退席副議長著席〕
若シ東支鐵道ノ問題ガ紛糾致シマシテ、重
大ナル影響ヲ他ノ國ニ及ボストスルナラ
バ、日本帝國ニ對スルヨリ重大ナル影響ヲ
及ボス國ハアリマセヌ、米國ハ御承知ノ如
ク此東支鐵道ノ問題ニ若シ強テ多少ノ利益
關係ガアルト云フナラバ、歐羅巴ノ戰爭申
ニ聯合國ガ之ヲ管理シタ時ノ費用ヲ多少支

内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ハ印度國ヘ輸入スルニ際シ別國ノ生産ニ係ル同種ノ物品ニ適用セラル最低率ノ關稅ヲ賦課セラルヘシ」然ルニモ拘ラズ今回印度政府ハ、印度政府自ラノ發意デハアリマセヌ、英國ノ「ランカシア」ニ於ケル所ノ紡績業者ヲ保護セントスル爲ニ、英國ノ指金ニ依リマシテ、新シイ關稅率ヲ定メ、英國品ト日本品トノ

英國ニ對シテ特惠關稅ノ法律ヲ定メシムタノデアリマス、斯様ニ條約ニ對シテ正面衝突ヲ致シテ居ルヤウナ關稅法ノ制定ニ付キマシリマス、之ニ對シテ幣制外相ハ如何ナル對策ヲ執テレタノデアルカ、其對策ニ依テ有効なテザリント云フナテバ、如何ナル理由デアリマスカ、ドノ方面ヲ見マシテモ、倫敦會議ノ届從バカリデハアリマセヌ、支那ニ於ケル所ノ關稅條約ニ對シテモ、印度ニ於ケル所ノ關稅法ノ制定ニ對シテモ、現在ノ我ガ外務省ハ我國ノ國益ヲ何處デ保護シテ居ルノカ、私共ハ頗ル疑問トシテ居ルノデアリマス(拍手)外國ノ言フコトヲ聞イテ追従シ、唯、我國ノ權益ヲ犠牲ニシテ圓満ヲ圖ル外務省ナラバ、有ツテモ無クテモ同じコトデアルノデアリマス(拍手)

モウ一つ外務大臣ニ御尋シテ置力ナケレバナラナイコトガアルノデアリマス、ソレハ日露ノ漁業ニ關スル問題デアリマス、諸君、御承知ノ如ク我國ノ日本海ニ於ケル所ノ漁業權ハ、日露戰爭ノ結果「ボーネマウス」條約ニ依ツテ之ヲ獲得致シ、更ニ日露兩國ノ新漁業協定ニ依ツテ其權利ヲ擁護サレル所ノ權益サヘ、殆ド侵害スルノデハナカラウカト云フヤウナ規則ヲ定メマシテ、之ニ承知ノ如ク露國ハ極東漁業廳ノ名ニ依リマシテ、我國ノ條約ノ權威ニ依ツテ護ラレテ居リマセヌ、現在ニ於テ蟹工船ノ如キハ漸次其權益ヲ露國ニ侵害サレテ居ルコトハ、少カト云フヤウナ規則ヲ定メマシテ、之ニ我國ノ漁業者ヲ從ハセテ居ルバカリデハアリマセヌ、現在ニ於テ蟹工船ノ如キハ漸次

現在ニ於テ露國ハ露國ノ個人ニ對シ、或ハ「コトベレーテイ一ブ」ニ對シ、露國國營ヲ名トシテ、露國國營ガ其背後カラ露國ノ個人ヲ援ケ、露國國營ノ名義ニ依シテ我國ノ漁區ヲ隨分不當ナルコトニ依シテ獲得セント計畫致シテ居ルコトハ事實デアルノデアリマス(拍手)之ニ對シテ外務大臣ハ如何ナル對策ヲ執ラレテ居ルカ、斯様ナル狀態ヲ以テシテモ我國ノ漁業權へ將來永久ニ確實ニ確保サレルト信ジテ居ラレルノデアルカ、之ヲヤル所ノ力ナクシテ之ヲ爲シ能ハザルノデアルカ、其何レデアルカヲ明瞭ニ伺ヒタインノデアリマス、以上述ベマシク所ノ倫敦會議、對支問題、印度ノ關稅法、露國漁業法ニ付キマシテハ、先づ第一ニ外務大臣ニ御答辯ヲ煩シ、滿洲某重大事件ニ對シマシテハ總理大臣ノ御答辯ヲ煩シ、其御答辯ニ依リマンテ尙ホ私共疑惑ガアルナラバ、更ニ御尋致シタイト思ヒマス、先づ以上申述ベタコトニ付テ明確ナル御答辯ヲ望ム次第デアリマス

君ヨリ外交問題ニ付テ種々ナル點ニ瓦ツテ
御質問ガアツノデアリマス、成ベク其順序
ヲ追ウテ御答辯申上ダマス

第一ノ點ハ倫敦會議方開催サレタト云フ
コトニ付テ英米ノ國策如何、斯ウ云フコト
デアリマス、倫敦會議ノ開催セラル、コト
ヲ希望シタノハ英米ダケデハアリマセヌ、
日本モ其希望ヲ致シタノデアリマス(拍手)
現ニ日本ガ之ニ參加スルコトハ前内閣ノ時
代ニ定ツテ居ツタ問題デアリマス、榎原君ハ
或ハ之ニ關係シテノ御話デアリマセウガ、
會議ヲ開催スル前ニ英米ノ間ニ補助艦ニ關
シテ均勢ノ原則ヲ樹テタ、茲デ以テ英國ハ
從來ノ海軍政策ヲ變更シタ、何故ニ從來ノ
海軍政策ヲ變更シタノデアルカ、恐ラクハ
是ハ即チ太平洋問題ニ關シテ兩國ノ間ニ默
契ガアツクノデアラウト云フ御意見デアツ
タヤウデアリマス、元來補助艦問題ニ關シ
テ英米ノ均等ト云フ主義方針ハ、此倫敦會
議ガ開催サル、問題ガ起ツテカラ初メテ起ツ
タ問題デハアリマセヌ、現ニ華盛頓會議ニ
於キマシテモ、此問題ニ付テハ、兩國ノ間

見ヲ定メタト云フコトヘ、私ハ決シテ信ジ
マセヌ、第一此問題ノ實質カラ考ヘテ見ズモ、支那ニ於ケル門戸開放主義ノ維持ト云
フモノハ誰ガ申出シタノデアルカ、第一日
英同盟ノ締結以來日本ハ此問題ニ付テハ經
エズ日本ノ國策トシテ、此維持ノ爲ニハ目
本ハ常ニ苦心致シテ居タノデアル、此主義
ノ實行ノ爲ニ日米兩國ガ相争フ、其爲ニ米
國ガ大キナ海軍ヲ持ツト云フヤウナコトハ、
其問題ニ實質カラ言フテ見テモ如何ニモ難
唐無稽ナ考デアリマス

（國務大臣濱口雄幸君登壇）
●國務大臣（濱口雄幸君） 只今植原君ヨリ
満洲某重大事件ニ關シテ御質問ガアリマシ
タ、私御答致シマス、此事件ニ付テハ内閣
更迭ノ際ニ前内閣カラ引繼ガアッタ如クニ
申サレマシタケレドモ、其引繼ハアリマセヌ
（拍手）而シテ此事件ハ事務的ニモ政治的
ニモ既ニ處理ヲ了シテ居ルト存ジマスルニ
依ツテ「（ノウ）—」ソレ以上證議立テラス
ル必要ヲ認メマセヌ（拍手）凡ゾ或事件ヲ調
査シ、若ハ之ヲ發表スルニ當ダテハ自ラ之
ヲ適當トスル時期ト、不適當ナル時期トガ
アリマス（拍手）本件ノ如キハ今日ハ之ヲ調
査シ、發表スベキ時期ニアラズト信ジマ
ス、之ヲ答辯ト致シマス（拍手）

〔國務大臣（小山松壽君） 磐原外務大臣
（國務大臣男爵磐原喜重郎君登壇）
●國務大臣（男爵磐原喜重郎君） 只今植原

ニ自ラ諒解ガアツコトデアリマス、英國ガ從來ノ海軍政策ヲ變更シタ、拋棄シタト云フモノデハナカラウト私ハ了解致シテ居リマス(拍手)之ニ關シテ英米ノ間ニ默契ガアリハシナイカ、太平洋問題ニ關シテ默契ガアリハシナイカト云フコトハ、恐ラクハ植原君ノ想像ダケデアラウト考ヘマス(拍手)ソレカラ次ニ米國ガ海軍ヲ保有スル理由ニ付テ、何故ニ大海軍ヲ持タケレバナラヌカ、其二ツノ理由ガアル、一つハ「モンロート」主義ノ維持デアル、第二ハ支那ニ於ケル門戸開放主義ノ維持デアル、此二ツノ主義ノ維持ノ爲ニ米國ヘ大ナル海軍ノ兵力量ト云フモノヲ保有シナケレバナラヌ、斯ウ云フ意見ガ何カ米國ノ海軍ノ委員會ノ報告書ニ出テ居タトカ、海軍ノ士官ガ申シタトカ云フコトデアリマス、併ナガラ是ハ米國ノ國策トカ云フ風ニシテ、米國政府ヘ此意

公債ノ借換ニ付テ米國ハ同意ヲシナイ、其爲ニ困難ヲ來スト云フヤウナコトヲ申出デタノデハナイカト云フヤウナ御趣意ノ御意見ガアリマシタ、是ハ絶對ニ左様ナ事實ハアリマセヌ（拍手）今回ノ倫敦會議ニ於キマシテハ、斯ノ如キ政治問題ガ論議サレタコトハアリマセヌ、公債ノ借換——米國ガ之ニ對シテ異議ヲ唱ヘルカラ、早ク日本ガ此妥協案ニ同意スルガ宜シイト云フヤウナコトヲ云々テ來タコトハ、絶對ニナイト云フコトヲ私ハ申上ゲタノデアリマス（拍手）ソレカラ其次ニ若槻全權ト政府トノ間ニ何カ電報ノ往復ガアツタコトニ言及サレマシテ、若槻君ハ此妥協案ニ付テ最早修正ノコトヲ云フヤウナコトヲ言々テ來テ、アリマスルガ、全權ト政府トノ間ニ交換サレタ電報ノ内容ニ關シテハ、何等御答スベ餘地ガナイト云フヤウナコトヲ言々テ來テラ、事實ナリヤ否ヤト云フヤウナコトデシテ、若槻君ハ此妥協案ニ付テ最早修正ノコトヲ云フヤウナコトヲ言々テ來テ、アリマスルガ、全權ト政府トノ間ニ交換サレタ電報ノ内容ニ關シテハ、何等御答スベ

キモノデナカラウト考ヘマス(拍手)ソレカラ優秀船ト海軍力トノ關係ニ付テ御話ニナリマシタ、御承知ノ如ク「ジユネーブ」會議ニ於キマシテハ、商賣船ノ優秀船ノ問題ニ付キマシテ、英米兩國ノ間ニ大ニ論争ノアツコトハ御承知ノ通リデアリマス、併ナガラ倫敦會議ニ於テハ此問題ハ絶對ニ問題ニナラナカツタノデアリマス

ソレカラ其次ニ、米國案ニ日本ガ届從シタト云フコトヲ前提ニ置カレテ、之ニ依テ極東ニ於ケル日本ノ國際的地位ガ減ジハシナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマス、其御質問ノ前提ガ誤ニ居リマス、日本ハ何モ米國案ナルモノニ届從シタ覺エハ更ニアリマセヌ、御承知ノ如ク倫敦條約ト云フモノハ、其他ノ多クノ國際條約同様ニ關係列國ノ交譲安協ニ依テ成立ツタモノデアリマス、隨テ其一々ノ條項ニ就テ見マスレバ、或ハ我國ニ取ツテ十分ニ満足デナイ點モアリマセウ(拍手)併シナガラ……(此時發言スル者多シ)併ナガラ若シ他ノ一面ニ於キマシテ倫敦會議ガ決裂シ、サウシテ條約ナルモノガ不成立ニナツタ云フ場合ニハ、如何ナ議方決裂ニ歸シタト云フ場合ニハ、無論關係列國ノ間ニ造艦競争ト云フモノガ決シテ起ラナイト云フコトヲ何人ガ保證シ得ラレマセウカ(拍手)若シ造艦競争ト云フモノガタルガ如ク、其結果ハ極メテ重大デアル、何レノ當事者ニ取リマシテモ、其國防上ニ於テ何等ノ安心、安固ノ念ヲ與ヘルモノデハナイ、安全觀念ヲ與ヘザルノミナラズ、益不安危惧ノ念ヲ深クスルノミデアリマス(拍手)他ノ一面ニ於キマシテ今回條約ガ

出来テ、會議ガ満足ニ成立致シタト云フコトノ爲ニ、此列國ノ間ニニ關係列國ノ間ニ、一つノ新フシイ平和親善ノ空氣ガ新ニ注入サレテ居ルト云フコトハ、世界列國ノ新ニナラナカツタノデアリマス

ソレカラ其次ニ、米國案ニ日本ガ届從シタト云フコトヲ前提ニ置カレテ、之ニ依テ極東ニ於ケル日本ノ國際的地位ガ減ジハシナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマス、併ナガラ倫敦會議ニ於テハ此問題ハ絶對ニ問題ニナラナカツタノデアリマス

明瞭デアリマス(拍手)凡ソ國際問題ヲ解決スルノニハ、此精神的背景ガ何ヨリモ肝要デアリマス、私ハ次ノ會議、千九百三十五年ノ會議ニ於キマシテモ、此精神的背景ガアリマスレバ、種々ノ殘ニテ居ル問題モ、必ず圓滿ナル解決ニ至ラシコトヲ期待シテ居ル次第デアリマス(拍手)

其次ニ小幡大使ノ——在支公使ノ任命問題ニ御言及ニナリマシタ、御承知ノ如ク一年後テ其一々ノ條項ニ就テ見マスレバ、或ハ我國ニ取ツテ十分ニ満足デナイ點モアリマセウ(拍手)併シナガラ……(此時發言スル者多シ)併ナガラ若シ他ノ一面ニ於キマシテ倫敦會議ガ決裂シ、サウシテ條約ナルモノガ不成立ニナツタ云F場合ニハ、如何ナ議方決裂ニ歸シタデアラウカト云フコトモ考ル結果ヲ來シタデアラウカト云フコトモ考ル性質ノ問題ナケレバ、ナリマセヌ(拍手)私ハ過日ノ演説中ニ申述ベマシタ如ク、若シ倫敦會議ガ決裂ニ歸シタト云F場合ニハ、無論關係列國ノ間ニ造艦競争ト云Fモノガ決シテ起ラナイト云Fコトヲ何人ガ保證シ得ラレマセウカ(拍手)若シ造艦競争ト云Fモノガタルガ如ク、其結果ハ極メテ重大デアル、何レノ當事者ニ取リマシテモ、其國防上ニ於テ何等ノ安心、安固ノ念ヲ與ヘルモノデハナイ、安全觀念ヲ與ヘザルノミナラズ、益不安危惧ノ念ヲ深クスルノミデアリマス(拍手)他ノ一面ニ於キマシテ今回條約ガ

出来テ、會議ガ満足ニ成立致シタト云Fコトノ爲ニ、此列國ノ間ニニ關係列國ノ間ニ、一つノ新フシイ平和親善ノ空氣ガ新ニ注入サレテ居ルト云Fコトハ、世界列國ノ新ニナラナカツタノデアリマス

ソレカラ其次ニ、米國案ニ日本ガ届從シタト云Fコトヲ前提ニ置カレテ、之ニ依テ極東ニ於ケル日本ノ國際地位ガ減ジハシナイカ、斯ウ云F御質問デアリマス、併ナガラ倫敦會議ニ於テハ此問題ハ絶對ニ問題ニナラナカツタノデアリマス

明瞭デアリマス(拍手)凡ソ國際問題ヲ解決スルノニハ、此精神的背景ガ何ヨリモ肝要デアリマス、私ハ次ノ會議、千九百三十五年ノ會議ニ於キマシテモ、此精神的背景ガアリマスレバ、種々ノ殘ニテ居ル問題モ、必ず圓滿ナル解決ニ至ラシコトヲ期待シテ居ル次第デアリマス(拍手)

其次ニ小幡大使ノ——在支公使ノ任命問題ニ御言及ニナリマシタ、御承知ノ如ク一年後テ其一々ノ條項ニ就テ見マスレバ、或ハ我國ニ取ツテ十分ニ満足デナイ點モアリマセウ(拍手)併シナガラ……(此時發言スル者多シ)併ナガラ若シ他ノ一面ニ於キマシテ倫敦會議ガ決裂シ、サウシテ條約ナルモノガ不成立ニナツタ云F場合ニハ、如何ナ議方決裂ニ歸シタデアラウカト云Fコトモ考ル結果ヲ來シタデアラウカト云Fコトモ考ル性質ノ問題ナケレバ、ナリマセヌ(拍手)私ハ過日ノ演説中ニ申述ベマシタ如ク、若シ倫敦會議ガ決裂ニ歸シタト云F場合ニハ、無論關係列國ノ間ニ造艦競争ト云Fモノガ決シテ起ラナイト云Fコトヲ何人ガ保證シ得ラレマセウカ(拍手)若シ造艦競争ト云Fモノガタルガ如ク、其結果ハ極メテ重大デアル、何レノ當事者ニ取リマシテモ、其國防上ニ於テ何等ノ安心、安固ノ念ヲ與ヘルモノデハナイ、安全觀念ヲ與ヘザルノミナラズ、益不安危惧ノ念ヲ深クスルノミデアリマス(拍手)他ノ一面ニ於キマシテ今回條約ガ

出来テ、會議ガ満足ニ成立致シタト云Fコトノ爲ニ、此列國ノ間ニニ關係列國ノ間ニ、一つノ新フシイ平和親善ノ空氣ガ新ニ注入サレテ居ルト云Fコトハ、世界列國ノ新ニナラナカツタノデアリマス

ソレカラ其次ニ、米國案ニ日本ガ届從シタト云Fコトヲ前提ニ置カレテ、之ニ依テ極東ニ於ケル日本ノ國際地位ガ減ジハシナイカ、斯ウ云F御質問デアリマス、併ナガラ倫敦會議ニ於テハ此問題ハ絶對ニ問題ニナラナカツタノデアリマス

明瞭デアリマス(拍手)凡ソ國際問題ヲ解決スルノニハ、此精神的背景ガ何ヨリモ肝要デアリマス、私ハ次ノ會議、千九百三十五年ノ會議ニ於キマシテモ、此精神的背景ガアリマスレバ、種々ノ殘ニテ居ル問題モ、必ず圓滿ナル解決ニ至ラシコトヲ期待シテ居ル次第デアリマス(拍手)

其次ニ小幡大使ノ——在支公使ノ任命問題ニ御言及ニナリマシタ、御承知ノ如ク一年後テ其一々ノ條項ニ就テ見マスレバ、或ハ我國ニ取ツテ十分ニ満足デナイ點モアリマセウ(拍手)併シナガラ……(此時發言スル者多シ)併ナガラ若シ他ノ一面ニ於キマシテ倫敦會議ガ決裂シ、サウシテ條約ナルモノガ不成立ニナツタ云F場合ニハ、如何ナ議方決裂ニ歸シタデアラウカト云Fコトモ考ル結果ヲ來シタデアラウカト云Fコトモ考ル性質ノ問題ナケレバ、ナリマセヌ(拍手)私ハ過日ノ演説中ニ申述ベマシタ如ク、若シ倫敦會議ガ決裂ニ歸シタト云F場合ニハ、無論關係列國ノ間ニ造艦競争ト云Fモノガ決シテ起ラナイト云Fコトヲ何人ガ保證シ得ラレマセウカ(拍手)若シ造艦競争ト云Fモノガタルガ如ク、其結果ハ極メテ重大デアル、何レノ當事者ニ取リマシテモ、其國防上ニ於テ何等ノ安心、安固ノ念ヲ與ヘルモノデハナイ、安全觀念ヲ與ヘザルノミナラズ、益不安危惧ノ念ヲ深クスルノミデアリマス(拍手)他ノ一面ニ於キマシテ今回條約ガ

出来テ、會議ガ満足ニ成立致シタト云Fコトノ爲ニ、此列國ノ間ニニ關係列國ノ間ニ、一つノ新フシイ平和親善ノ空氣ガ新ニ注入サレテ居ルト云Fコトハ、世界列國ノ新ニナラナカツタノデアリマス

ソレカラ其次ニ、米國案ニ日本ガ届從シタト云Fコトヲ前提ニ置カレテ、之ニ依テ極東ニ於ケル日本ノ國際地位ガ減ジハシナイカ、斯ウ云F御質問デアリマス、併ナガラ倫敦會議ニ於テハ此問題ハ絶對ニ問題ニナラナカツタノデアリマス

明瞭デアリマス(拍手)凡ソ國際問題ヲ解決スルノニハ、此精神的背景ガ何ヨリモ肝要デアリマス、私ハ次ノ會議、千九百三十五年ノ會議ニ於キマシテモ、此精神的背景ガアリマスレバ、種々ノ殘ニテ居ル問題モ、必ず圓滿ナル解決ニ至ラシコトヲ期待シテ居ル次第デアリマス(拍手)

其次ニ小幡大使ノ——在支公使ノ任命問題ニ御言及ニナリマシタ、御承知ノ如ク一年後テ其一々ノ條項ニ就テ見マスレバ、或ハ我國ニ取ツテ十分ニ満足デナイ點モアリマセウ(拍手)併シナガラ……(此時發言スル者多シ)併ナガラ若シ他ノ一面ニ於キマシテ倫敦會議ガ決裂シ、サウシテ條約ナルモノガ不成立ニナツタ云F場合ニハ、如何ナ議方決裂ニ歸シタデアラウカト云Fコトモ考ル結果ヲ來シタデアラウカト云Fコトモ考ル性質ノ問題ナケレバ、ナリマセヌ(拍手)私ハ過日ノ演説中ニ申述ベマシタ如ク、若シ倫敦會議ガ決裂ニ歸シタト云F場合ニハ、無論關係列國ノ間ニ造艦競争ト云Fモノガ決シテ起ラナイト云Fコトヲ何人ガ保證シ得ラレマセウカ(拍手)若シ造艦競争ト云Fモノガタルガ如ク、其結果ハ極メテ重大デアル、何レノ當事者ニ取リマシテモ、其國防上ニ於テ何等ノ安心、安固ノ念ヲ與ヘルモノデハナイ、安全觀念ヲ與ヘザルノミナラズ、益不安危惧ノ念ヲ深クスルノミデアリマス(拍手)他ノ一面ニ於キマシテ今回條約ガ

付テ御話ガアリマシタ、如何ニモ此問題ハ日本ノ貿易ノ關係カラ見テ重大ナル問題デアリマス、ソレ故ニ吾々ハ英國政府ニ向テ深甚ナル注意ヲ喚起致シタノデアル、交渉ヲ始メテ居ルノデアリマス、然ルニソレニ拘ラズ印度ノ議會ニ於テハ、此問題ハ既ニ通過致シタ、併ナガラ印度ノ議會ハ此問題ヲ通過致シタハ云ヘ、日英兩國間ノ交渉ハマダ完結ニ至シテ居リマセヌ、此問題ニ付テハ、マダ交渉中デアルト云フコトヲ御承知ヲ願ヒタイ(拍手)

ソレカラ最後ニ日露漁業ノ問題ニ付テ、御話ガアリマシタ、日露漁業ノ問題ハ御承知ノ通り極メテ複雜ナル關係ヲ持ッテ居ル問題デアリマス、柄ノ一面ノミヲ見テ、他ノ一面ヲ見ナケレバ決シテ公平ナル觀察ト云フモノハ爲シ得ラレル問題デアリマセヌ、之ニ付キマシテハ、或ハ植原君ハ御聞及ビカモ知レマセヌガ、今日現ニ交渉申ノ事項モアリマス、又追テ交渉ヲ開始セントスル事項モアリマス、隨テ斯ル程度ニ於キマシテ、今日之ニ關スル政府ノ所見、所信ト云フモノヲ申上ゲルノハ、決シテ時機デナイト思フ、日本ノ國家ノ前途ニ爲ニ甚ダ有害デアルト信ジマスガ故ニ、是ハ是レ以上ノコトハ御答辯申上ゲルコトハ出來マセヌ(拍手)

ダカラ、引繼ガナイカラト云フヤウナコト
ノ御答辯ハ、洵ニ事務家ノ辯舌デアリマシ
テ、總理大臣トシニ甚ダ奇怪千萬ナル御答
辯ト申サナケレバナラヌ(拍手)而シテ尙ホ
總理大臣ハ斯様ニ申サレテ居リマス、斯様
ナ事件ヲ發表スルガ善イカ悪イカ、適當テ
アルカ適當デナイカト云フコトハ、政府ノ
判断ニ依テスペキモノデアル、之ヲ適當ノ
時機ニ發表セザレバ、又不適當ナ時機ニ發
表スルヤウナコトガアレバ、國家ノ爲ニ非常
ニ損失デアルト御言ヒナサラナイバカリ
ノ御答辯デアルノデアリマス、ソレヲ私ハ
言フノデアリマス、此事件ハ重大ナル事件
デ、政府自ラ之ヲ發表シテ宜イカ、宜シクナ
イカラ判断シテ決スベキモノデアル、ソレ
故ニ田中内閣ニ于チハ是ハ發表スル時機ニ
非ズ、發表スル時機ニ到達セズト言フタニ
拘ラズ、民政黨ノ諸君ハ之ヲ只今發表セザ
ルコトハ、我國ノ國際信義ニ悖リ、日支共存
共榮ヲ阻害スル、我ガ國民ハ世界カラ袋叩
キニ遭フト言タデハナイカ、ソレ程ノ事件
デアル、内閣其者ガ斯ル事件ハ發表スペキ
カ、發表スペカラザルカ取定メナケレバナ
ラナイ程ノ重大事件デアルコトヲ承知シテ
居ラレル濱口總理大臣、當時ノ濱口總裁方
指揮シテ居ラレル所ノ民政黨ノ方ハ、何ノ
爲ニ之ヲ致シタカ、唯、田中内閣ヲ倒セバ宜
イト云フノデアルカ、國家ノ利益ヲ犠牲ニ
シテモ宜イト云フノデアルカ、黨利黨略ノ
爲ニ民政黨ハ國際問題ヲ利用シ、如何ナル
國際上ノ重要ナル事項デモ之ヲ利用シテ倒
閣ノ爲ニ、黨略ノ爲ニ利用スルモノノデアル
ト言ハレテモ仕方ガナイ(拍手)之ヲ如何デ
ゴザルト質問シタノデアル、ソレニ對シテ
事件ノ引繼ガナカツカカラ、若クハ其事件
ノコトヲ發表スルニ適當ナル時ト、不適當
ナル時ガアリマス、ソレハ政府デ判断シナ
ケレバナラナイ、實ニ無責任極マル答辯デ
アル、總理大臣トシテコンナ無責任ナル答
辯ヲスル者ガ何處ニアルカ、是デモ立憲國

「此時發言スル者多シ」

ノ總理大臣、是デモ議會中心ノ總理大臣デ
アルカ、國民ヲ代表シ、天下ノ大多數ヲ指
揮スル政黨ノ總裁トシテ、能クモ左様ナ言
ヲ吐ケルモノデアル、洵ニ無責任極マルモ
ノト謂ハナケレバナラヌ(拍手)更ニ外務大
臣ノ……

(此時發言スル者多シ)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●植原悅一郎君(續) 外務大臣ハ斯様ナコ
トヲ申サレテ居ル、私ガ倫敦會議ヲ開催ス
ルニ付キマシテハ、英米兩國ノ間ニハ可ナ
リ豫備交渉ヲ進メ相當ノ纏々タ意見ヲ持ッテ
出立致シテ居ル、シテ見ルト此倫敦會議ヲ
英國ガ主催者トナツテ五大海軍國ヲ招致ス
ルニ至リマシタニ付キマシテハ、倫敦會議
ノ背後ニ必ズヤ何カ英米ノ間ニ國策ガナ
ケレバナラヌ、而シテ米國ハ御承知ノ通り
ルト言ハレルケレドモ、ソレハ米國ノ海軍
富強世界ニ冠タル國デアリマス、米國程物
資ヲ持ツテ居ル國ハアリマセヌ、米國程製艦
能率ノ強イ國ハアリマセヌ、其國ガ大海軍
ヲ主張スルノハ何ノ故デアルカト云フノニ
付キマシテ、植原君ハ之ニ對シテ米國ガス
ル大海軍ヲ言フノハ「モンロー」主義維持ノ
爲デアリ、極東ニ於ケル門戸解放ノ爲デア
ルト言ハレルケレドモ、ソレハ米國ノ海軍
省ノ一部、或ハ海軍將官ノ意見デアラウ、
私ハ左様ナコトヲ毛頭知リマセヌ、米國ノ
國策ハ何デアルカヲ知ラナイト言ハンバカ
リノ御答辯デアツタノデアリマス(拍手)諸
君、外務大臣ガ事務官デアリマスルナラバ、
ドウ云フ風ニ比率ヲシタラ宜シニ、ドウ云
フ風ニ談判ヲ進メタラ宜シトイト云フ事ヲ知
テ居レバ宜シイデアリマセウガ、外務大
臣ハ事務官デハアリマセヌ、外務大臣ハ國
家ノ國策ヲ考ヘテ、一國ノ政策ニ依ツテ海
軍ノ比率ヲ定メナケレバナラヌ(拍手)其外
務大臣ガ米國ニ如何ナル國策ガアツカ、米
國ガドウ云フコトヲ考ヘテ居ルノ力存ジマ
セストハ、寔ニ驚キ入ッタ答辯デアルノデア
リマス(拍手)私ハ幣原外務大臣ニ對シテハ

敬意ヲ表シテ居リマシタ、幣原外相ハ「スティツマンシップヲ持テ居ルト思テ居タノアリマスガ、只今ノ答辯ヲ聽イテ見レバ幣原君ハ全クノ事務官デアル（拍手）外交官ジヤナハアリマスマイ（拍手）尙ホ幣原外務大臣ヘ支那ノ門戸開放、領土保全ニ對シテハ日本ガ特ニ考慮ヲ拂テ居ル、是ハ當然ノコトデアリマス、其考慮ヲ特ニ拂フナラバ米國ノ如キ物資ノ豊富ナ、製艦力ノ多イ國ニ對シテ我國ガ自衛ノ爲ニ主張スル所ノ我國ノ國防ニ七割要ルカ、八割要ルカ、六割要ルカ、是ハ専門家デナケレバ、私ノ知ラナイコトドアリマスケレドモ、何レニセヨ我國ノ海軍ハ自衛上ノモノデ攻メル爲デハナイ、我國ヲ防禦スル爲デアルト云フモノデアリマスルナラバ、我國ノ防禦ニ對シテ最モ必要ナル所ノ潛水艦ノ如キモノニ對シテ、米國ニ讓歩サセラレルト云フヤウナコトヲ屈從ト言ハズシテ何ト之ヲ申スカ（拍手）若シ幣原外務大臣ノ言フガ如ク我國ガ東洋ノ保全ヲ期サナケレバナラナイ、我國ハ東洋ニ於ケル所ノ唯一ノ海國デアリマス、此唯一ノ海國ガ東洋ノ平和ヲ維持スル爲ニ米國ト對等ノ海軍力ヲ要求シタゞ、攻撃的ノ軍國主義ノ海軍デアルナドト非難サレル氣遣ハナイノデアリマス（拍手）然ルニ米國ニ對シテ米國ノ要求ニ全部譲テ居リナガラ、我國ハ東洋ニ於テ支那ノ門戸開放、領土保全ニ對シテ何處ノ國ヨリモ最モ利害關係ヲ有スルモノナルガ故ニ、此防備ニ對シテハ十分付テ御尋不致シマシタ、然ルニ外務大臣ハ之ニ對シテ斯様ナコトハ答ヘラレナイト御言ヒニナリマシタガ、ソレナラバ私ハ外務大臣ニ反問致シタインデアリマス、外務大

●議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス
 ●國務大臣(男爵幣原喜重郎君)(續) 優秀
 船ノ問題ニ付テ何故ニ日本ガ倫敦會議ニ於
 テ此問題ヲ提出シナカッタ云フ御質問デ
 アリマス、御承知ノ如ク優秀船——商船ヲ
 假裝巡洋艦ニスル、其假裝巡洋艦ナルモノ
 ノ勢力如何ト云フコトニ付テハ、専門的ノ
 問題トシテ議論ノアル點デアリマス、現ニ
 「ジュネーブ」會議ニ於キマシテハ、亞米利
 加ノ全權委員ノ方デハ、此假裝巡洋艦ト云
 フモノハ非常ニ勢力ガアルト云フコトヲ申
 シテ、英吉利ノ方デハ左様ナ勢力ノアルモ
 ノデハナイト云フ議論デアッタノデアリマ
 ス、是ハ専門技術的ノ問題トシテ色々利害
 得失ノ議論ガアリマセウ、今日私ガ此壇上
 ニ於テ其専門的問題ニ入フテ得失利害ト云
 フモノノ此處デ論ズベキ必要ヘナカラウト
 私ハ思ヒマス、ソレカラ米國案ニ屈從シタ
 カエ今度ノ會議ト云フモノハ成立シタノデ
 ハナイカ、私ガサウ云フ風ニ言ツタヤウニ御
 話ニナリマシタ、是ハ大變ナ御聽違ヒデア
 リマス、屈從ト云フコト、交譲安協ト云フ
 コト、ハ全ク意味ガ違ヒマス(拍手)私ハ米
 國案デモ英國案デモ屈從致シタナント云フ
 ヤウナコトハ絶対ニナイト云フコトヲ申上
 ゲタノデアリマス(拍手)ソレカラ造艦競争
 ノコトヲ御話ニナリマシタガ、私ハ此倫敦
 會議ガ決裂ニ歸シタラバ、造艦競争ガ起
 ラナイト云フコトヲ何人ガ保證シ得ラレ
 カ、斯ウ言ツタノデアリマス、然ルニ植原君
 ハ「ジュネーブ」會議ノ後デモ何モ造艦競争
 ガ起テ居ナイヂヤナイカ——私ハ左様ニ
 思ヒマセヌ、既ニモウ造艦競争ノ端ヲ發シ
 掛ケテ居ツタノデアル、吾々ハ今回ノ會議ノ
 成立ニ依ツテ初メテ造艦競争ハ確ニ避ケラ
 (拍手)

●植原悅二郎君 再三諸君ヲ煩シテ恐縮ニ
 存ジマスガ、總理大臣ニ對スル滿洲某重大
 事件ノコトハ極メテ重要ナル事項デアリマ
 スカラシテ、モウ一應私ハ此點ヲ明瞭ニシ
 テ置キタイト思フノデアリマス、總理大臣
 ハ引繼フ受ケテ居ル居ラナイト云フコトニ
 付テハ御訂正ナスツタヤウデアリマス、尙ホ
 總理大臣ハ斯様ニ仰シヤラレル、此問題
 ハ一通リ處理サレテ居ル問題デアルガ故
 ニ、今日之ヲ發表スルト云フコトハ有利ナ
 ラズト考ヘルト、斯ウ云フコトデアリマス、
 諸君、ソコニ問題ガアルノデアリマス(有
 害無益ト言ツタ)ト呼フ者アリ、此滿洲某重
 大事件ノ處理サレテ居リマスルノハ、内政
 的ニ處理サレテ居ルノデアリマス、民政黨
 ノ諸君ガ問題トシタノハ、内政的ノ問題デ
 ハナインデアリマス(拍手)世界各國カラ
 此問題ノ爲ニ我國ハ疑惑ヲ受ケテ居ル、ソ
 レデアルカラ之ヲ發表シナケレバ我國ノ國
 威ヲ失墜スル、國際信用ヲ墜スノデアル(拍
 手)内國的、内政的ニハ處理サレテ居リマ
 スニ相違アリマセヌ、併ナガラ民政黨諸君
 ノ御主張ニナリ海外ノ疑惑ヲ解ク爲ニ對
 斯ル所ノ此問題ノ處理ハサレテ居ラナイノ
 デアリマス、之ヲドウスルカト云フコトガ
 私ノ質問デアリマス、之ヲ若シ發表スルコ
 トが我國ニ對シテ有害無益ナリト總理大臣
 ガ仰シヤルナラバ、民政黨ノ諸君ハ明ニ此
 問題ヲ捉ヘテ倒閣運動(拍手)黨略ノ爲ニ
 使ツタト云フコトヲ是認サレナケレバナラ
 ナイノデアリマス(拍手)

●議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス
 ●植原悅二郎君(續) 倫敦會議ニ依リマシ
 テ成程英・米・日ノ間ニハ大巡洋艦等ニ對ス
 ル協定ハ出來マシタ、併ナガラ佛國ヤ伊國ニ
 對シテハ協定ガ出來テ居リマセヌ、ソレデ
 アルノニ拘ラズ、佛國モ伊國モ何モ世界カ
 ラ反感ヲ受ケルコトモナシ、又之ガ爲ニ製
 艦競争ヲ誘致スル非難モ何モ受ケテ居ラナ
 イノデアリマス、然ルニ何ガ故ニ日本ガ日本ノ
 主張ヲ倫敦會議ニ於テ貫徹ショウトスレバ、
 其結果製艦競争ヲ誘致スルト云フヤウナ御
 斷定ヲナサルカ、私ハ其根據ヲ知ルニ苦シ
 ム者デアリマス、是ハ恰モ自ラ幽靈ヲ畫イ
 テ之ヲ恐怖シテ居ルト同一ナル状態デアル
 ト謂ハナケレバナラナイ(拍手)

先刻私が一言言ヒ落シタ事がアリマスカ
 ラ、此場合ニ之ヲ附加ヘテ申上ゲルコトヲ
 御許シヲ願ヒタイノデアリマス、ソレハ小
 潟公使ニ關スル事デアリマス、外務大臣ハ
 淘ニ率直ニ明瞭ニ御言ヒニナシタ、小幡公使
 ハ支那問題ニ對スル所ノ權威デアル、閱歷
 人物ノ上ニ於テモ是レ以上ノ適任者ハナイ、
 其適任者ヲ日本政府ガ推薦シテ、而モ支那
 カラ之ニ「アグレマン」ヲ與フルコトヲ拒否
 サレテ、既ニ五箇月以上經過致シテ居ルノ
 ハ何故デアルカ、是テモ日支親善ヲ圖ルノ
 途デアルカ、外國ノ言葉デ申シマスルナラ
 バ、是ハ「スラップ、フェース」ト申シマセウ、
 橫面ヲ撲テレタノデアル、我國ハ支那カラ
 顔ニ唾サレタノデアル(ヒヤー)拍手)ソ
 レデモ忍シニデ居ルカトスウ言フノデアル
 (拍手)而モデス、私ハ——此點ハ誤解シテ
 下サッテハイケマセス、私ハ日支開港税協定ニ
 反對スルト申シマセス、日支兩國ノ關係
 ハ、支那カラ我國ニ唾サレタヤウナ狀態ニ
 輕蔑侮辱サレテ居ル狀態デアルノ、何故ニ
 代理公使ヲ作ツテ迅速ニ斯様ナ讓歩的ノ開
 稅協定ヲ作ル必要ガアルカト、斯様ニ言フ
 ノデアル(拍手)幣原外務大臣ガ讓歩シタ位
 ナ讓歩ヲスレバ、支那ト開港税協定ヲ作ルノ
 ハ何時デモ出來ル(拍手)何ヲ苦シニダケ
 ノ讓歩ヲシテ、斯様ナモノヲ作ルコトヲ御
 手柄功名トナサルノデアルカ、私ハ此協定
 フ作ツタノドウスウ言フノデハナイ、支那
 (堺部久太郎君降壇)
 ●議長(藤澤幾之輔君) 一言致シマス、外
 務大臣カラハ答辯ガアリマセヌ、ソコデ岡本
 實太郎君ガ發言ヲ求メラレマシタカラ——
 岡本實太郎君ガ發言ヲ求メラレマシタカラ——
 「堺部久太郎君答辯」
 「答辯々々外務大臣答辯セヨ」其他
 発言者多シ

●議長(藤澤幾之輔君) 堀部久太郎君降壇
 ●議長(藤澤幾之輔君) 一言致シマス、外
 務大臣カラハ答辯ガアリマセヌ、ソコデ岡本
 實太郎君ガ發言ヲ求メラレマシタカラ——
 岡本實太郎君ガ發言ヲ求メラレマシタカラ——
 「堺部久太郎君答辯」
 「答辯々々外務大臣答辯セヨ」其他
 発言者多シ

見、支那南京政府ノ威力ヲ見マスルトキニ、
 支那全體ニ關スル所ノ關稅協定ハ、一時一
 刻ヲ争ツテ協定シナケレバナラナイヤウ
 ナ事情アリトハ思ハナイノデアリマス(拍
 手)小幡大使ガ外務大臣ガ稱揚ナサル
 又其御言葉ハ的中シテ居ルト思ヒマスガ、
 ソレダケノ最適任者デアルチラバ、何故之
 ヲ支那ニ承諾セシメナシカ、五箇月モ六箇
 月モ掛ツテマダ出来マセヌ、ソレノミナラズ
 代理公使ヲ置イテ日支ノ關稅協定ヲ爲シ、
 日支通商條約ノ商議ヲ進メサセテ居ルノデ
 アリマス(拍手)斯様ナ不面目ナ、國際信用
 ヲ墜シ、是ダケノ國辱ヲ受ケタ外交ヲ、日
 本ガ支那カラ未ダ會テ受ケタコトハナイノ
 デアリマス(拍手)是モ宜シイカト申上ゲ
 ルノデアリマス(拍手)

「答辯ハドウシタ」其他發言スル者多
 ク議場騒然

●岡本實太郎君 國務大臣ニ對スル
 (議場騒然聽取スル能ハス)日程ニ入り、逐次
 他發言スル者多ク議場騒然

●議長(藤澤幾之輔君) 只今ノ岡本君ノ動
 議ニ御異議ハゴザイマセヌカ——御異議ナ
 イモノト認メマス……(發言者多ク聽取ス
 ル能ハス)……此際……議事進行ニ付テ發
 言ヲ求メラレテ居リマス——堀部久太郎君
 (堀部久太郎君答辯)

「答辯々々外務大臣答辯セヨ」其他
 発言者多シ

●議長(藤澤幾之輔君) 一部事ヲ起シテ、奉露協定デ定マッテ居リマ

ス、馮玉祥、閻錫山ノ北方ニ於ケル勢力ヲ
 入リ遂次其審議ヲ進ムヘシ」斯ウ云フノガ

岡本君ノ動議デアリマス、只今ノ岡本君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——此際堀部君カラ議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リマス、許可致シマス——

◎議長（藤澤幾之輔君） 岡本君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——此際堀部君カラ議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リマス、許可致シマス——

〔堀部久太郎君登壇〕

●堀部久太郎君 私ハ議事進行ニ付テ議場ニ發言ヲ致シマス、申ス迄モナク今日ハ我ガ國民ノ多數方眞劍ナル政治ヲ要求シテ居ルノデアリマス、私共新參者モ定メテ本議場ニ於キマシテハ、皆様ニ……

●森田茂君 是ヨリ豫算委員會ヲ開キマス、委員諸君ハ御參集ヲ願ヒマス

●堀部久太郎君（續） 朝野兩黨トモ堂々ノ陣ヲ張ラレテ、立派ニ御審議ニナルモノト存ジマシテ、登院ヲ致シタノデアリマスルガ、或ハ黨ノ掛引ナドノ必要モアラシヤルカトモ存ジマスガ、過日來本會議ノ模様ヲ見テ居リマスルト、議院規則ノ第百七十九條ト云フモノハ、全ク無視サレ、蹂躪サレテ居ルヤウニ存ジマス、ソコデ私ハ議長ニ御願フスル、之ヲ御制止ナサラウトシテモ、御制止ガ出來ナイノデアリマスルカラ、國ノ選良タル者ハ斷ジテ言ハヌト云フ決心ヲ持テ貴ヒトイ、私ハ其事ヲ御願ヒ致シマス、ソレデ私ハ若シサウ云フ行動ヲ御執リニナルナラバ、私ノ如キ此新參者モ矢張國民ノ代表者ノ一人デアリマス、其場合ニ於キマシテ私ハ留メル役ノスル（オ前等ニ留メラレルカ）「喧嘩ノ獎勵ヲスル奴ガアルカ」ト呼フ者アリソレナラ議院規則ハ苟モ——皆様ヲ拜見スレバ胡麻鹽ノ御方モアルシ、又失禮ナガラ禿頭ノ方モ澤山在ラシヤル、御家ヘ御歸リニナレバ御祖父サント言ハレル方ガ澤山アル、ソンナ人ガ人ニ留メラレルヤウナ事ハシナイガ宜イ——是ハ皆様ガ逆上セ過ギテ居ラレルノデアル、皆様ハ此事ヲ恰モ慣例カオハ年中行事ノヤシテ御制止ヲナサラスト云フコト、之ヲ御願シタク、サウシテ若モ此議場ニ於テ議員諸君ガ血ヲ流サレマシタナラバ、國民ハ決シテソレヲ喜ビハシマイケレドモ、ソレダケノ眞劍味ハアッテ欲シイ、ソレ迄放任サレテ宜シイ、此神聖ナル議場デソレ迄ノ眞劍味ガアッテ欲シト云フコトヲ議長ニ御願テ置ク次第アリマス（簡単ト呼フ者アリ）サウ私ニ仰シヤル皆様ニ申上ゲテ置ク、今日ノ此政黨政治ハ、救ハレルモノハ政黨デアル、救ハレヌモノハ國民ダ（拍手）

●議長（藤澤幾之輔君） 只今ノ堀部君ノ御申述ベニナリマシタ事ニ付キマシテハ、議テ居ルコトガ既ニ私ハ間違テ居ルト思フ、外ハ立派ニ守テ居ルノデアル、ソレデ立派ナ皆様方ガオ在デニナル内部デ何モコソナ

警衛ヲナサル必要モ私ハナイト思フ……

〔發言スル者多シ〕

●議長（藤澤幾之輔君） 静肅三願ヒマス

〔靜肅ニ願ヒマス〕

第一 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（政府提摺） 第一讀會

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案

會ヲ開キマス、由中文部大臣

長ハ承テ置キマス——日程第一、市町村教育費國庫負擔法中改正法律案ノ第一讀會追加豫算トシテ御出シニナリマシタ所ノ、此一千萬圓ト云フ金額ノ理論的根據ヲ承リ

タイト考ヘルノデアリマス 第二ニ御伺ヒ申上ゲタイノハ、先日ノ當

議場ニ於キマシテ濱口總理大臣ノ一般施政方針ニ關スル御演説ニ於キマシテ、此度政

府ガ義務教育費國庫負擔金ヲ一千万圓増加スルト云フコトハ、之ニ依テ市町村ノ——

地方ノ財政ヲ緩和シ、其生ズル餘裕ヲ以テ國民負擔ノ輕減ニ資スルト、斯ウ云フ御話

デアッタノデアリマス、單ニ一千万圓ト云ハズ、義務教育費全額國庫負擔ヲ御主張ニナル

ノハ、矢張國民負擔ノ輕減ト云フ目的ヲ以テナサレルノアルカ、或ハ義務教育費ヲ國庫ニ負擔スルト云フコトハ、此義務教育ト云フコトハ國家ノ仕事デアルカラシテ、

全額國家ガ負擔スルノガ當然デアル、斯ウ云フ意味合デアルカ、何方ヲ主トサレルノデアルカト云フコトヲ承リタイノデアリマス

第三ニ御伺ヒ申上ゲタイノハ、政府ハ若モ義務教育費ノ國庫負擔金増加ヲ國民負擔輕減ノ爲ニ主張サレルトシマスナラバ、吾カラ見マスト、寧ロ消費稅例ヘバ織物消

トウゾ御審議ノ上、御協賛下サランコトヲ御願申シマス（拍手）

●議長（藤澤幾之輔君） 質問ノ通告ガアリマス、八木幸吉君

〔八木幸吉君登壇〕

●八木幸吉君 只今議題トナツテ居リマス

タル皆様ガ、此議院規則ヲ無視サレテ居ルノデアルカラ、私ハ議長ニ其事ヲ御願ヲ申シテ置ク次第アリマス（簡単ト呼フ者アリ）サウ私ニ仰シヤル皆様ニ申上ゲテ置ク、

第一ハ金額ニ關スル問題デアリマス、一昨

日ノ當議場ニ於キマシテ、山崎君ノ御質問

ニ對シテ濱口總理大臣ハ、現内閣ハ義務教

育費ノ全額國庫負擔ノ主義ヲ持テ居ルト、

政策ノ實行ト云フコトヲ非常ニ高調サレテ

居ルノデアリマス、現在ノ如ク經濟界ガ非

常ニ惡クナッテ參リマシテ、食フニ食ナク佳
ムニ家ノナイ人々ガ澤山ニ出テ居リマス、
此狀態ニ於テ最モ早ク行ハナケレバナラヌ
ノハ、御承知ノ救護法デアルト思フノデアリ
マス、彼ノ救護法ヘ皆様モ御承知ノ通り、第
五十六議會ニ於キマシテ此昭和五年度カラ
實施サレタイト云フ附帶決議マデモ附セラ
レマシテ、之方通過ヲ見タノデアリマス、
吾々ハ此救護法ノ實施ガ最モ必要デアルト
思フ、金額ハ僅ニ四百万圓デアリマス、現
内閣ハ此特別議會ニ於キマシテ救護法ノ實
施ノ爲ニ必要トル所ノ豫算ヲ提案セズシ
テ、此義務教育費ノ負擔金一千萬圓ノ増加
案ヲ先ニ御出しニシタト云フ以上ハ、是等義
務教育費ノ一千萬圓國庫負擔金ノ增加ガ、救
護法ヨリモ尙ホ現在ノ我國情ニ照シテ、實
施ヲ必要トスルト云フ御確信ガアッテ御出
シニナツタ考ヘルノデアリマスガ、其理由
ヲ承リタインデアリマス、以上四ツノ點ニ
付キマシテ政府ノ御所信ヲ、何卒演口總理
大臣ヨリ御答辯ヲ求メタインデアリマス
(拍手)

バ直接ニ國稅ノ負擔ヲ輕減スルト云フ策ニ
出テナカツタカ、斯ウ云フ御質問ニアリマ
ス、國稅ノ負擔モ決シテ輕イトハ考ヘマセ
ニ、併ナガラソレヨリモ地方稅ノ負擔ノ方
ガ一層重イト云フコトヲ考ヘテ居リマス、
ソレ故ニ地方稅負擔ノ輕減ヲ先ニスルガ爲
ニ、教育費ノ負擔ヲ増加シタノデアリマス
ニ第四八救護法ヲ何故實行シナイカ、此事
ニ付キマシテハ、明年度ノ財政計畫ヲ立て
ル時ニ於テ十分ニ考慮スル積リデアリマス
(拍手)

●岡本實太郎君 議長……

●議長(藤澤幾之輔君) 何力……

●岡本實太郎君 本案ハ……

●議長(藤澤幾之輔君) 一寸御待チ下サ
イ——次ノ日程ニ移リマス、日程第一、右
議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題
ト致シマス。

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

●岡本實太郎君 本案ハ議長指名二十七名
ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔賛成「賛成」ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナイト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
三、輸出補償法案ノ第一讀會ヲ開キマス——
依商工大臣

第三 輸出補償法案(政府提出)

輸出補償法案

タル荷爲替手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ七十ヲ限度トシ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ其ノ契約ニ基キ荷爲替手形ヲ買取りタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補償料ヲ政府ニ納付スベシ

第三條 第一條ノ損失ハ銀行ガ荷爲替手形ノ満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル金額ヲ控除シタルモノトス

一 荷爲替手形ニ付擔保アルトキハ其ノ處分ニ依リテ得タル金額（第五條ノ場合ニ於テハ其ノ手形ノ附屬荷物ノミノ處分ニ依リテ得タル金額）ヨリ其ノ處分ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額

二 満期日ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ付補償前ニ全部又ハ一部ノ償還又ハ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

第四條 銀行ハ補償ヲ受ケタルトキハ其ノ手形ニ付遲滯ナク償還請求權其ノ他の手形上ノ權利ヲ行使スベシ但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用カ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトヲ得

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ得タル金額ヨリ満期日以後ノ利息及銀行ガ其ノ權利ノ行使ノ爲支出ジタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

第五條 第一條ノ契約ニ於テ左ノ各號ニ該當スル定ヲ爲シタルトキハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

但シ債還請求權以外ノ手形上ノ權利ノ行使及其ノ行使ニ依リテ得タル金額ノ處分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 荷爲替手形ノ振出人及支拂人ガ命令ヲ以テ定ムル資格ヲ有シ其ノ手形ガ注文ニ依リ商品ヲ輸出スル爲振出サレタル場合ニ限り損失補償ヲ爲スコト

二 損失補償ノ割合百分ノ六十ヲ超エザルコト

三 銀行ガ損失補償金ニ相當スル金額ニ付償還ノ請求ヲ爲ザザルコト

第六條 第一條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政府ハ商品ヲ輸出シタル爲受取りタル約束手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第一條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣 依孫一君 登壇〕
○國務大臣 依孫一君 只今議題ニナリマシタ輸出補償法案提案理由ヲ説明致シマス、本邦經濟界ノ現状ニ鑑ミ、我ガ輸出貿易ヲ振興シ、以テ我ガ國際貸借ノ改善ヲ圖ルト共ニ、一面ハ本邦產業ノ發達ヲ促進スルト云フコトハ、目下極メテ急務ト考ヘマス、而シテ輸出貿易ヲ振興スルノ方法ハ固ヨリ少カラズト雖モ、輸出手形ニ對スル金融ノ便ヲ講ジ、本邦商品ノ新販路ノ開拓ヲ圖ルコトハ、最モ有效ナリト考ヘルノデアリマス、蓋シ本邦商品市場ノ未ダ開拓ヲセ

亞弟利加、「バルカン」等ニハ本邦ヨリノ輸出ヲ増進スルノ見込ハ十分アリマスルガ、是等地方輸入商ノ信用ノ状態比較的ニ不明デアリマスルノミナラズ、金融機關ノ完備セザルガ爲メ、是等地方ニ對スル輸出手形ニ付テノ金融ノ關係ガ圓滑ナラズ、取引上大ニ障碍ガアリマス、而シテ此障碍ヲ除去スルガ爲ニハ、輸出補償制度ヲ實施シマシテ、是等地方ニ對スル輸出手形ニ銀行ガ買取りタル場合ニ於テ、其銀行ガ手形ノ支拂ヲ受クル能ハズ、是ガ爲ニ蒙リタル損害ニ補償スルコト、致シマシテ、斯クシテ銀行ヲシテ安ンジテ是等地方ニ對スル輸出手形ノ買收ヲ爲サシメ、金融上ノ便宜ヲ與フルコトガ輸出貿易増進上最モ適當ナル施設デアルノデアリマス、仍テ右制度ヲ設クルニ必要ナル法律ヲ制定セントスル次第アリマス、願クバ十分御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレントヲ望ミマス（拍手）

對シテハ頗ル金融ノ、爲替ノ便法ヲ缺イテ居ル、圓滑ヲ缺イテ居ル、是ガ爲ニ已ムヲ得ズシテ其從來ノ輸出業者ノ手ヲ經ナケレバ新シイ輸出ヲ試ミルコトガ出來ナイト云フコトハ、現在ノ輸出業者ニ於テハ大變ナ不便ヲ感ジテ居ル、此點ニ付テ大藏大臣ノ所謂爲替銀行ニ對スル此不便ニ關シテノ御意見ヲ伺ヒタイ

ソレカラ第二ニハ金ノ輸出解禁ノ時期方ドウデアルトカ、或ハ其可否云々ノコトハ私ハ申上ゲマセヌ、免ニ角今日金ノ輸出ノ解禁ヲ斷行シタル以上ハ、國民朝野共ニ協力一致シテ此國際關係ノ、所謂貸借關係ノ圓滑ヲ期シ、兌換券ノ安全ヲ確保シテ、海外ニ信用ヲ高メルト云フコトニハ、私ハ朝野共ニ協力一致スル必要ノ時機デハナイカトハ思フノデアリマス、サウスルト此兌換券ノ、所謂信用ヲ高メ、國際貨借ノ關係ヲ圓滑ナラシムル上ニ於テハ、先ヅ第一ニ輸出ノ獎勵ト云フコトガ舉ガレナケレバナラナイ、此點ニ大藏大臣モ見ル所——政府モ見ル所アヘ、其一方法トシテ此案ヲ提案セラレタノデアラウトハ思ヒマスルガ、然ラバ此輸出ノ獎勵、所謂產業ヲ獎勵シテ、輸出ヲ増大セシムルト云フ方法ノ根本的解決案ト致シマシテハ、是ハ第二義デハナイカ、先ヅ輸出ノ獎勵ノ爲ニ、輸出業者ニ向シテ特別融通第一義ニハ現在ノ如ク金融ノ硬塞シテ居リ、而モ金融ノ硬塞ト共ニ各種ノ不便ヲ中小工業者ガ感じテ居ル時代ニハ、先ヅ輸出ノ獎勵ノ爲ニ、輸出業者ニ向シテ特別融通ノ損失補償法ノ如キモノヲ設ケテ、金融ノ利益ヲ與ヘテヤルト云フコトガ、先決問題デハナイカト思フノデアリマス、例へバ生産ノ合理化ト云フコトニナリマシテモ、要護ノ獎勵ガアリマシテモ、此商工業者ガ之スルニ生産ヲスルニハ機械ガ要ル、機械工場ヲ造ルニハ資本ガ要ル、其資本ガ今日ノ此不便ヲ除去スルベキ方法ヲ政府ハ御講ジヤウニ硬塞シテ居ル時代ニハ、假令輸出保

ニナラナイカ
モウ一つハ、私ハ此場合ニ輸出業者ハ必
ズ大資本家バカリデハナイ、多數ノ中小工
業者ガ輸出品ノ物品ニ依ツテハ、分業的ニ生
産シテ、ソレカラ集シテ集合的ニナッテ、初
メテ輸出サレルモノガ非常ニ多イノデアリ
マス、私ハ簡単ニ申上ゲタイカラ之ヲ一々
此處デ申シマスコトハ省キマスガ、例ヘバ
洋傘ヲ一ツ拵ヘテモ、二人三人ノ手ヲ經ナ
ケレバナラヌ、又手袋一ツ拵ヘテモ、分業
シテ二三ノ事業家ノ手ヲ經ナケレバナラナ
イコトニナル、サウスレバ事業家ハ何レモ
小資本デアツテ、而モ今日ハ之ニ對スル金融
ノ便益ガ缺ケテ居ル、然ラバ低利資金デモ
之ニ供給ラシ、輸出業者ニ限テ特ニ徹底
的ニ振興ヲセシムベク援助ヲ御與ヘニナル
御考ハアリマセヌカドウカ、尙ホ又輸入關稅
稅ニ於テハ戻稅ガアル、或ハ内地ノ國稅ニ
於テモ、減稅マデモシテ之ヲ獎勵スベキ時
機デハナイカト私ハ思フ、何ト申シマシテ
モ年々歲々人口ハ増加シテ行クノデアリマ
ス、ハ七十九万人モ人口ガ増加シテ行クノニ、
單ニ内地ノ產業ノミ發達致シマシテモ、國
際關係ハ決シテ圓滑ニハ行カナイ、國際競
係ヲ圓滑ナラシムルニハ、ドウシテモ輸出
ノ増進ト云フコトヲ第一ニシナケレバナラ
ヌ、又之ニ對スル手段ガ最モ私ハ必要デアリ
ト思フガ、決シテ此輸出補償法ハ惡イモノ
デハナイ、結構デハアリマスケレドモ、之
ニ依シテ利益ヲ得ル所ノ者ハ、先づ私ハ銀行
業者デアルト思フ、此銀行業者ヲ救濟スル
コトモ必要デアリマセウシ、間接ニハソレ
ハ商工業ニ影響ヲ及ボシマセウガ、現在ノ
不景氣、此不景氣ノ恐慌ノ時代ニ、中小工
業者ヲシテ安心シテ事業ニ從事セシムル方
法ヲ講ズルト云コトガ、國產獎勵ノ上カラ
ラ言シテモ、國際貸借ノ上カラ言シテモ、何
レカラ言シテモ必要デハナイカト考ヘル、之
ニ付テ何カ當期議會ニ御提案ニナル御考ガ
アリマスカ、或ハ此議會ニ御提案ニナラズ

シテ、他ノ便法ヲ以テ之ニ相當ノ援助ヲ與ヘル御考ガアルカ、モウ一ツハ輸出業ニ從事シテ居ル所ノ労働者デアリマス、此労働者ノ中ニハ、農産物ノ労働者モ含マレテ居リマスガ、是等ノ者、總テ輸出業ニ從事シテ居ル者ハ、相當ノ経験ト熟練ヲ要スル、申ミ一朝一夕ニハ出來ナインデアリマス、今日ハ失業問題ト云フト、直ニ自由労働者ノヤウニ考ヘル人モアリマス、或ハ土木工事ヲ興シ或ハ職業紹介所ヲ興シテ之ヲ救濟スルト云フ御説モアリマスガ、輸出品ノ如キ一つノ工業ニ從事スル者ハ、兎ニ角數年ノ経験ト、多年ノ熟練トヲ要スルノデアル、ソレガ一體其輸出仕向地ニ於テ、或ハ日貨排斥トカ、或ハ銀ノ暴落トカ云フコトニナリマスト、其輸出方止マリマス、止マリマスト折角輸出業ニ從事シテ居ル者ガ、今度ハ失業シナケレバ、ナラナイ結果ニナル、ソレニ對スル失業ノ救濟モナケレバ何ノ施設モナイ、ソレナラバ、コンナ危イ仕事ニ從事スルヨリモ、モット安全ナ仕事ニ從事スル方が宜イト云フコトニナレバ、輸出ノ獎勵ガ出来ナイコトニナリマス、輸出ノ獎勵ニハ、先ヅ其根柢タル所ノ、其事業ニ從事スル者ニ對シテ安心ヲ與ヘテ、生活ノ安定ヲ得セシメテ、之ヲ獎勵スルト云フ方法ヲ御講ジニナル御考ガアリマスカドウカ、或ハ農産物ノ如キニ於テハ、一年以上若クハ數年掛ラナケレバ出來ナイ、林產物ニシテモ、果實ノ如キ、或ハ林產物トシテ生ズルガ如キモノハ、少ナクトモ一年以上ノ間、金ヲ寢カサナケレバ輸出品ニハナラナイ、斯ウ云フ輸出品、農產物、林產物ヲ扱フ所謂中小業者ニ對シテ、何等カ便法ヲ以テ金融ヲ與ヘル御考ガナイカ、輸出業ニ限テ私ハ廣い意味ニ於テ、全部トハ申シマセヌガ、此場合ハ輸出業者ダケ申上ゲテ見タイト思フ、例へば一年以上山ノ中ニ林產物ヲ作フテ置イテ其資金ヲ寢カスト云フコトハ、今日ノ高イ金融狀態ニ於テハ頗ル困難デアル

トハ、即チ農產林產ノ振興ヲ圖ル一ツノ方法デアルト思フ、尙モ其他御伺シタイコトガアルガ、ソレハ又他ノ機會ニ御尋致ストシテ、大體ニ於テ政府ノ方針トシテハ、ドウニシテ、ウ云フ風ニ御考ニナツテ居ルカ知ラヌガ、輸出ノ獎勵ヲ致シ、產業ノ振興ヲ圖ルト云フ御考ガアルナラバ、ソレヲ徹底的ニ御遣リニナルコトガ必要デハナイカ、徹底的ニ御遺リニナルトスルナラバ、何等カ其御提案ノ一端ヲ御示シ下サルコトが出來レバ、此産業ニ從事スル労働者及中小工業者ガ、安心シテ此事業ニ著手スルコトガ出來、ソレガ輸出ヲ獎勵スル根本ニナル、或ハ輸出ノ貨物ノ製造ガ盛ニナツテ、始メテ此仕向地ニ起ル所ノ爲替ノ便法ニ於テ、政府ガ補償ナルサルト云フコトガ私ハ必要デハナイカト思フ、爲替ノ方ヲ先ニシテ、品物ノ方ガ出來ナクナレバ、是ハ甚ダ間違タモノデ、前後撞著シテ居ルノデハナイカ、寧ロ内ノ產業ノ充實ヲ圖ツテ、其上々タ物ガ輸出サレルト云フコトニナルノデハナイカト思フ、更ニ輸出ノミノ方ヲ考ヘテ申ス譯デハナイカガ——兩々相俟タナケレバナラナイガ、定メテ此失業救濟、若クハ不景氣對策トシテハ、產業ノ合理化ト云フヤウナコトモ研考ガアルノデアルカ、來期議會ヲ待ツマデ研究ニナツテ居ルデアリマセウガ、當期議會ニ何カ御出シニナルカ、或ハ議會ニ御提案ニナラヌデモ、法律ノ許ス範圍ニ於テ何カ御考ガアルノデアルカ、來期議會ヲ待ツマデノ間、此現在ノ中小工業者及び労働者ハ、失業狀態及ビ金融ノ梗塞ニ對シテ、到底忍耐テ、輸出ノ獎勵ガ最大急務ナリト信ジテ、此際大震大臣ニ伺ヒタイト、斯様ニ思フノベカラザル次第デアルカラ、此際一日モ速ニ是等ヲ救濟スル方法ノ一端トシテ、今ノ爲替關係ノ所謂國際貸借ノ改善ト相俟テ、此際大震大臣ニ伺ヒタイト、斯様ニ思フノデアリマス

ヨリシテ御答致シマス、大體金融ノ御質問
デゴザイマシタカラ、私カラ承知致シテ居
ル點ダケ御答致シマス、中小商工農業者ノ
金融ニ付キマシテハ、只今差當リノ所デ實
行政シマシテ、將來ニ於キマシテハ組合ヲ
改善シテ、ソレニ依テ主トシテ資金ヲ供
給スル積リデ居リマス、總テノ金融機關ニ
依テ中小商工農業者ノ金融ヲ圖ツテ見ヨ
ウト思テ居リマス

ソレカラ直接輸出ニ關係致シマシテハ、
輸出品工業組合ニハ、只今金融ガシテアリ
マス、併ナガラ輸出組合ニハ金融ガナイン
デゴザイマス、ソコデ輸出品ノ工業組合同
様、輸出組合ニモ金融ヲ與ヘテ、サウシ
テ製造輸出ト共ニ輸出ヲ盛ニスルト云フコ
トガ適當ナル方針ト考ヘテ居リマス、只今
輸出貿易ニ付テハ宜シイガ、其前ノ製造工
程ト云フ所ノ金融ト云フ御話デアリマシタ
カラ、サウ云フ風ニ御答ヘ致シマシタラバ
御諒解下サルコト、思ヒマス

又只今此議會ニ何カ提出スルカト云フ御
質問デゴザイマシタガ、金融ノ差當リノ中
小商工農業者ノ金融ハ、預金部カラ低利ノ
資金ヲ供給スルコトニシテアリマスカラ、只今
特別議會ニ、特ニ急イデ提案センケレバナ
ラヌモノハナイヤウニ考ヘテ居リマス、組
合ノ方ガ改善サレマシタナラバ段々研究致
シマシテ、次ノ議會ニ提出スルコトニナル
デアラウト考ヘテ居ル次第アリマス、御
答致シマス

◎**議長**(藤澤幾之輔君)　日程第四、右議案
ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致
シマス

○**岡本實太郎君**　本案ハ議長指名十八名ノ
委員ニ付託セラレントニ望ミマス

○**議長(藤澤幾之輔君)**　岡本君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

第四　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マヌ、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
五及第六ハ便宜上一括議題トナスニ御異議
ガアリマセヌカ
〔異議ナシ〕〔異議ナシト呼フ者アリ〕
◎議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マヌ、仍テ日程第五、賠償金特別會計法中
改正法律案、日程第六、製鐵所特別會計ニ
於テ大藏省預金部又ハ日本銀行ノ横濱正金
銀行又ハ株式會社日本興業銀行ニ對スル債
權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案ノ兩
案ヲ一括致シマシテ第一讀會ヲ開キマ
ス——大藏大臣

第五 賠償金特別會計法中改正法律案(政府提出)
賠償金特別會計法中改正法律案
第三條中「法令ノ定ムル所ニ依り支出スル
交付金」ヲ削リ「第三條ノ二ノ規定ニ
依ル組入金」ノ下ニ「第三條ノ三ノ規定ニ
依ル國債償還金」ヲ加フ
第三條ノ三 本會計ノ資金ニシテ獨逸國
等トノ平和條約賠償條項ニ基キ昭和四
年度以降受領スル賠償金及物件ノ賣拂
代金ノ受入額ニ相當スルモノハ豫算ノ
定ムル所ニ依リ國債整理基金特別會計
法第二條ノ規定ニ依ル繰入額ノ外一般
會計負擔ノ國債ノ元金償還ニ充ツル爲
之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルル
コトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六 製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預
金部又ハ日本銀行ノ横濱正金銀行又
ハ株式會社日本興業銀行ニ對スル債
權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律
案(政府提出)
製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部
又ハ日本銀行ノ横濱正金銀行又ハ株
式會社日本興業銀行ニ對スル債權ノ

第一條 製鐵所特別會計ハ大藏省預金部又ハ日本銀行ニ對シ負擔スルコトヲ得
 又ハ日本銀行ノ有スル左記債權ノ讓渡ヲ受ケ其ノ債權額ニ相當スル金額及其ノ利息ノ債務ヲ大藏省預金部又ハ日本銀行ニ對シ負擔スルコトヲ得

一 大藏省預金部ガ中華民國漢治萍煤鐵廠鑄有限公司ニ對スル貸付資金トシテ横濱正金銀行ニ貸付シタル三千四百十萬千二百三十六圓九錢ニ關スル債權

二 大藏省預金部ガ中華民國漢治萍煤鐵廠鑄有限公司ニ對スル貸付資金トシテ横濱正金銀行ニ貸付シタル四萬六千七百四十七圓十八錢ニ關スル債權

三 大藏省預金部ガ中華民國裕繁鐵鑄股份有限公司ニ對スル貸付資金トシテ横濱正金銀行ニ貸付シタル四百十四萬六千七百四十七圓十八錢ニ關スル債權

四 大藏省預金部ガ石原産業海運合資會社ニ對スル貸付資金トシテ横濱正金銀行ニ貸付シタル百四十二萬四千五百二十八圓二十一錢ニ關スル債權

五 日本銀行ガ中華民國漢治萍煤鐵廠鑄有限公司ニ對スル貸付資金トシテ横濱正金銀行ニ貸付シタル二百九十二萬四千七百五十六圓二十五錢ニ關スル債權

第二條 前條ノ規定ニ依リ製鐵所特別會計ガ讓渡ヲ受ケタル債權ノ元本ノ償還金ハ之ヲ資本勘定ノ歲入トシ其ノ利子ハ之ヲ作業勘定ノ歲入トス

本法ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
 (國務大臣井上準之助君登壇)
 ○國務大臣(井上準之助君)只今議題ニナリマンシタ賠償金特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ説明致シマス、本

事務ニ於ケルト同様ニ、市ヲシテ適宜必
要ナ更員ヲ置カシムルコトヲ妥當ト認メマ
シテ、之方改正ヲ爲サントスルノデアリマ
ス、以上ノ理由ハ本案提出ノ趣意デゴザイマ
シテ、極メテ必要ト考ヘマスニ依テ、何卒
御審議ノ上、御協賛アランコトヲバ望ミマス
●議長(藤澤幾之輔君) 日程第十三、右議
案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

- 岡本實太郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス
○議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○岡本實太郎君 國務大臣ノ演説ニ對スル殘餘ノ質疑ハ、次回ノ日程議了後之ヲ繼續スルコトヲ望ミマス
〔贊成々々ト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通ニ決シマシタ――次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時三十一分散會

衆議院議事速記録第三號中正誤

三四四 三農商務省

農林省

三四四 一四十分

業ハ十分

三四四 一〇黨派デ胡魔化シタリ

正テ黨争ヲ事トシ

三四四 二七無論全廢シテ以テ

依テ田畠シテ而シテ

三四四 三五官員サンハ

官員サンノ多

三四四 一六千萬國民六千万石取ツノ食糧ガ

月給ヲ増シテ

三四四 一四億二千万一億二千万円

其數ヲ減ス

三四四 三十一二十錢ナリノ下錢ナリ

官員サソノ多

三四四 一五錢ナリ「加工費ヲ取ツテ」ヲ加フ

官員サソノ多

三四四 一八然ルニ朝鮮人種ハ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一九進歩シタ國日本ガニ於テハ動搖シテ居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 二八居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 二九居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三一居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三二居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三三居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三四居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三五居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三六居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三七居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三八居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三九居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一二農商務省スレバ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一二農林省スレバ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

- 事務ニ於ケルト同様ニ、市ヲシテ適宜必
要ナ更員ヲ置カシムルコトヲ妥當ト認メマ
シテ、之方改正ヲ爲サントスルノデアリマ
ス、以上ノ理由ハ本案提出ノ趣意デゴザイマ
シテ、極メテ必要ト考ヘマスニ依テ、何卒
御審議ノ上、御協賛アランコトヲバ望ミマス
●議長(藤澤幾之輔君) 日程第十三、右議
案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス

衆議院議事速記録第五號中訂正

農林省

三四四 一四十分

業ハ十分

三四四 一〇黨派デ胡魔化シタリ

正テ黨争ヲ事トシ

三四四 二七無論全廢シテ以テ

依テ田畠シテ而シテ

三四四 三五官員サンハ

官員サンノ多

三四四 一六千萬國民六千万石取ツノ食糧ガ

月給ヲ増シテ

三四四 一四億二千万一億二千万円

其數ヲ減ス

三四四 三十一二十錢ナリノ下錢ナリ

官員サソノ多

三四四 一五錢ナリ「加工費ヲ取ツテ」ヲ加フ

官員サソノ多

三四四 一八然ルニ朝鮮人種ハ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一九進歩シタ國日本ガニ於テハ動搖シテ居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 二八居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 二九居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三一居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三二居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三三居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三四居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三五居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三六居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三七居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三八居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 三九居リマス、衣食住

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一二農商務省スレバ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

三四四 一二農林省スレバ

朝鮮人士ハ之ヲ持ツテ居ル

- 事務ニ於ケルト同様ニ、市ヲシテ適宜必
要ナ更員ヲ置カシムルコトヲ妥當ト認メマ
シテ、之方改正ヲ爲サントスルノデアリマ
ス、以上ノ理由ハ本案提出ノ趣意デゴザイマ
シテ、極メテ必要ト考ヘマスニ依テ、何卒
御審議ノ上、御協賛アランコトヲバ望ミマス
●議長(藤澤幾之輔君) 日程第十三、右議
案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス